

3. メキシコ

3. メキシコ

(1) 商標法の動向等

1) メキシコでは、2013年2月19日からマドリッド協定議定書が発効している。

2) 現行のメキシコにおける商標に関する法規定は、1991年6月28日に施行された産業財産法⁵¹が適用されている。本法律はその後、幾度の改正を受けており、最新の改正は2016年8月30日に施行されている⁵²。

3) 商標権に関する規則については、2011年6月11日に施行された産業財産規則⁵³が適用され、最新の改正は2016年12月16日にされている⁵⁴。

4) メキシコ産業財産庁（IMPI：Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial）について⁵⁵

メキシコ産業財産庁（以下 IMPI という。）は、1993年12月10日付政府官報に公布された政令によって創設された。IMPI は、産業財産権に関する行政上の義務違反や権利侵害に対して査察の権限を有し、それに関して行政罰を課する権限も有している。さらに、IMPI は、権利者の請求又は職権によって侵害行為への対策を行うことができる。

(2) 商標の定義

商標の定義は、産業財産法第88条に規定されている。

⁵¹ 日本国特許庁（JPO）ホームページ→制度・手続→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度→掲載法令一覧（下記リンク先）→メキシコの欄の「産業財産法」を参照。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁵² IMPI ホームページ→Acciones y Programas→Temas de Interés→Marco Jurídico Nacional（下記リンク先）→「Ley de la Propiedad Industrial」をクリックして入手可能。

<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/temas-de-interes-marco-juridico-nacional?state=published> [最終アクセス日：2017年1月25日]

http://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/130285/Ley_de_la_Propiedad_Industrial.pdf [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁵³ 日本国特許庁（JPO）ホームページ→制度・手続→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度→掲載法令一覧（下記リンク先）→メキシコの欄の「産業財産規則」を参照。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁵⁴ IMPI ホームページ→Acciones y Programas→Temas de Interés→Marco Jurídico Nacional（下記リンク先）→「Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial」を参照。

<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/temas-de-interes-marco-juridico-nacional?state=published> [最終アクセス日：2017年1月25日]

http://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/175305/Reglamento_de_la_Ley_de_la_Propiedad_Industrialv2016.pdf [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁵⁵ カラペト・ホベルト「メキシコ商標制度に関する検討－質の向上に向けた問題点の提示－」知財研フォーラム 102 巻 67-74 頁（2015 年）を参照。

1) 商標とは、提供する商品又はサービスを市場における同種又は同範疇の他の商品又はサービスと区別する視覚的な標識である（産業財産法第88条）。

産業財産法第88条

商標とは、提供する商品若しくはサービスを市場における同種又は同範疇の他の商品若しくはサービスと区別する視覚的な標識を言う。

2) 商標として登録可能な標章は、産業財産法第89条に規定されている。他の事業者の商品又はサービスから区別できる視覚的な名称及び図形、立体、商号、会社名称、企業名称、登録商標又は公示されている商号と異なる個人の固有名称は、商標として登録することができる。具体的には、文字標章、図形標章、記号標章、立体標章又は混合標章は、商標として登録され得る。音響標章、芳香標章、味覚標章、触覚標章及び視認できない他の標章は登録されない⁵⁶。

産業財産法第89条

次の標識は商標として認められる。

(I) 十分に顕著性を有し、それが付されている又は付される予定である商品若しくはサービスを同種若しくは同範疇の他の商品若しくはサービスから区別することを可能とする視覚的な名称及び図形

(II) 立体の形状

(III) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、第90条に該当するものは除く。及び、

(IV) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と同じものは除く。

文字標章は、1つ又は複数の文字、言葉、もしくは数字で構成されており、適用される商品及び／又はサービスを商業上特定できるものであれば、商標として登録され得る。

図形標章は、識別力及び視認性を有する（立体標章を除く）形状で、文字を含まないロゴ又はデザインであって、適用される商品及び／又はサービスを商業上特定できるものであれば、商標として登録され得る。

立体標章は、識別力及び視認性を有する形状であって、独創的であり、適用される商品又はサービスを商業上特定できるものであれば、商標として登録され得る。立体標章には、包装、容器、ボトル、及び製品の形状又は形態が含まれる。

また、言葉とロゴ、言葉及び／又はロゴと立体標章などの組み合わせからなる標章は、混合商標として登録され得る。

その他、スローガン、商号、会社名、並びに個人名についても、登録商標、人名（有名なもの）又は公告された商号と混同しなければ、産業財産法による保護を認めている。

⁵⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第30頁「登録事由・不登録事由」の項を参照。

3) 連合商標⁵⁷

出所の混同を生じるおそれがあっても同一出願人が所有する登録商標に類似する標章については、連合商標として登録可能され得る。移転に関して、同一又は類似の商標であり、更に同一又は類似の商品若しくはサービスを含む場合、IMPIは同一所有権者に属する商標が連合している旨を公表することができる。したがって、これらの商標は一体とする場合に限り移転可能である。

複数の連合商標の所有権者は、関連する商品又はサービスに対して、他人がいずれかの商標を使用しても混同が生じないとする場合には、IMPIに連合の分離を請求できる。この請求についてのIMPIの決定が最終決定となる。

4) 連続商標、証明商標は認められていない⁵⁸。

5) 団体商標

合法的に結成された生産者、製造者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又はサービスを市場において第三者の商品又はサービスと識別するために団体商標の登録を出願することができる（産業財産法第96条）。ただし、団体商標出願を行う場合は、商標の使用規約を出願の際に提出しなければならない（産業財産法第97条）。

産業財産法第96条

合法的に結成された生産者、製造者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又はサービスを市場において第三者の商品又はサービスと識別するために団体商標の登録を出願することができる。

産業財産法第97条

団体商標についての使用規約が、団体商標登録の出願に際して提出されなければならない。

6) 周知・著名商標

周知又は著名商標は、メキシコにおいて登録されているか否かにかかわらず、いずれかの商品又はサービスに関し、IMPIが周知又は著名商標であると判断する又は宣言する商標と同一若しくは類似の名称、図形又は立体形状が、登録されないという点で保護される（産業財産法第90条（XV）、（XVの2））。

周知商標は、その所有者がメキシコ国内若しくは国外で行ってきた営業活動、それらを宣伝又は販売促進の結果として、特定の公共部門又は国の経済界が、その商標を知っていることが必要とされる（産業財産法第98条の2）。

⁵⁷ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第33頁「連続商標」の項を参照。

⁵⁸ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第30頁「証明商標」、「連続商標」の項を参照。

また、商標を消費者の大多数が知っていれば、その商標は著名商標と考えられる（産業財産法第98条の2）。

周知商標又は著名商標の正式な宣言は、IMPIが行う行政決定である（産業財産法第98条の2（1））。IMPIは、提供された証拠に基づき、決定を行った時点で商標が周知又は著名である条件が存在している旨を宣言する（産業財産法第98条の2（6））。この宣言は官報で公表される（産業財産法第98条の2（7））。

産業財産法第90条

次のものは商標として登録することができない。

(XV) 商品若しくはサービスに使用されるものとしてメキシコで周知であると産業財産権庁が判断する又は宣言する商標と同一若しくは類似した立体の名称、図形又は形状。

本号による禁止は、登録が求められている当該商標の使用が以下のような場合に適用されるものとする。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は提携関係の誤認を生じさせる虞がある場合、
- (b) 周知商標の所有者に無許諾の盗用である虞がある場合、
- (c) 周知標章の信頼性を害する虞がある場合、
- (d) 周知商標の顕著な特徴を希釈化する虞がある場合。

本号による禁止は、登録出願人が周知商標の所有者である場合は適用されないものとする。

(XVの2) 商品若しくはサービスに使用されるものとして、第II章の条項に基づき有名と産業財産権庁が判断又は宣言する商標と同一若しくは混同させる程に類似した立体の名称、図形又は形状。

本号による禁止は、登録出願人が有名商標の所有者である場合は適用されないものとする。

産業財産法第98条の2

産業財産権庁による評価又は宣言の適用上、特定の公共部門又は国の経済界が、メキシコ若しくは国外において自己の商品又はサービスに関連して商標を使用した者によってメキシコ又は国外で行われた営業活動の結果として、又はそれらを宣伝したり販売促進した結果として、その商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて周知のものと考えられなければならない。産業財産権庁による評価又は宣言の適用上、消費者の大多数が商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて著名であると考えられなければならない。商標が周知あるいは著名であることの証明のために、本法によって容認されるあらゆる立証方法を用いることができる。

産業財産法第98条の2(1)

宣言又は更新の発表は、提供された証拠を基に、当該行為が発せられた時点においてある商標が周知又は著名であるという状態が存続すると、産業財産権庁が宣言することによって行政上の行為となる。周知又は著名な商標の保護に関して第90条(XV)及び(XVの2)で規定されている禁止事項は、このような商標が登録又は宣言されているかに拘わらず独立して準用するものとする。しかしながら、商標の所有者が宣言を得ることができるように、商標の評判や名声が生じる製品又はサービスを保護するために、商標はメキシコにおいて登録されなければならない。

産業財産法第98条の2(6)

出願の手續が行われ法律上及び規則上の要件を満たす場合、関連する宣言が発せられるものとする。産業財産権庁が宣言の発行を拒絶する場合、証拠となる要素すべての評価と決定の理由及び法的根拠を記載し、書面でその旨が申請人に通知されるものとする。

産業財産法第98条の2(7)

商標が周知であるという宣言の決定は官報で公表されなければならない。

7) 広告スローガン

広告スローガンを使用する排他的権利は、登録によって得られる（産業財産法第99条）。広告スローガンとみなされるものは、商業、工業若しくはサービスの事業所若しくは企業、又は商品若しくはサービスを、他の同種のものと識別されるように公衆に知らせることを目的とする文章又は表現である（産業財産法第100条）。

産業財産法第99条

広告スローガンを使用する排他的権利は、産業財産権庁に登録することによって取得される。

産業財産法第100条

商業、工業若しくはサービスの事業所若しくは企業、又は商品若しくはサービスを、他の同種のものと識別されるように公衆に知らせることを目的とする文章若しくは表現は広告スローガンとみなされる。

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、メキシコを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1) 標章（THE MARK）【願書の第7欄】

商標の定義は、上記「(2) 商標の定義」に記載のとおりである。

(i) 標準文字／表彰的な商標

標準文字制度については不明であるが、文字商標の出願人は、使用を留保しないものを記載しない限り、あらゆる書体又は文字サイズの使用を留保するものと理解される（産業財産規則第56条）。

産業財産規則第56条

商標登録の願書には、産業財産法第113条に掲げる事項に加えて、次の事項を記載しなければならない。

(I) 分かる場合には、登録を求める商品又はサービスの区分の番号。本規則による区分に従って記載する。

(II) 当該商標の見本中の言葉及び図形で使用を留保しないもの。
(III) 該当する場合は、出願に組み込まれた商標の見本、及び
(IV) 当該商標が関係する事業所又は企業の所在地、ただし初回使用日を表示すること
登録出願の提出ということのみから、出願人は、言葉及び図形を除き、前段落の(III)にいう見本にあるように当該商標の排他的使用を留保するものとみなされる。
記名商標又は商業広告は、現代の国際ラテン文字、アラビア数字により構成される文字又は単語及びその正しい読みを補佐する表記記号でのみ構成することができる。出願人は、あらゆる書体又は文字サイズの使用を留保するものと理解される。

(ii) 色彩又は色彩の組み合わせそのものよりなる商標

色彩又は色彩の組合せは、商標と結合して登録可能となる。そのため、単一色又は色彩の組合せそのものは商標として登録されない⁵⁹。

2) その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第9欄】

立体標章は、識別力及び視認性を有する形状であって、独創的であり、適用される商品又はサービスを商業上特定可能なものであれば登録される。立体標章には、包装、容器、ボトル、及び製品の形状又は形態が含まれる⁶⁰。

3) 商品及び役務（サービス）の指定 (GOODS AND SERVICES) 【願書の第10欄】

商品及びサービスについては、官報で公示されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧⁶¹に従って、分類される必要がある（産業財産規則第59条）。また、商品又はサービスは、分類についてのアルファベット順の一覧及びそれらの公示規則に使用されている名称によって特定される必要がある（産業財産規則第57条）。この欄には、2以上の分類を記載することができる。ただし、手数料は分類の数に応じて必要となる（手数料については、「(13) ①手数料（個別手数料の宣言の有無）」を参照）。

産業財産規則第59条

産業財産法第93条にいう商品及びサービスの区分は、ニース協定に従って定められ、現在有効な「商標の登録のための商品及びサービスの国際分類」である。工業所有権庁は、各物品及びサービスが帰属する類を明示した商品及びサービスのアルファベット順の一覧を官報で公示する。

アルファベット順の区分一覧に含まれる商品及びサービスは、類型とみなされる。列挙される商品及びサー

⁵⁹ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第32頁「色彩商標」の項を参照。

⁶⁰ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第33頁「3次元商標」の項を参照。

⁶¹ IMPI ホームページ→Acciones y Programas→Servicios que ofrece el IMPI→Marcas→Clasificación Internacional (Títulos de las Clases)→「Títulos de las Clases」から最新の国際分類版（スペイン語版）が入手可能。2017年1月25日現在では、2017年版（第11版）が掲載されている。

<http://www.gob.mx/impi/documentos/servicios-que-ofrece-el-impi-marcas-clasificacion-internacional?state=published> [最終アクセス日：2017年1月25日]

ビスは網羅的なものではない。

工業所有権庁は、区分の解釈と適用に関する基準を定める。

産業財産規則第 57 条

願書記載の商標登録の対象となる商品又はサービスの指定は、次の規則に従うものとする。

(I) 同一の類に属する商品又はサービスのみを指定することができる。

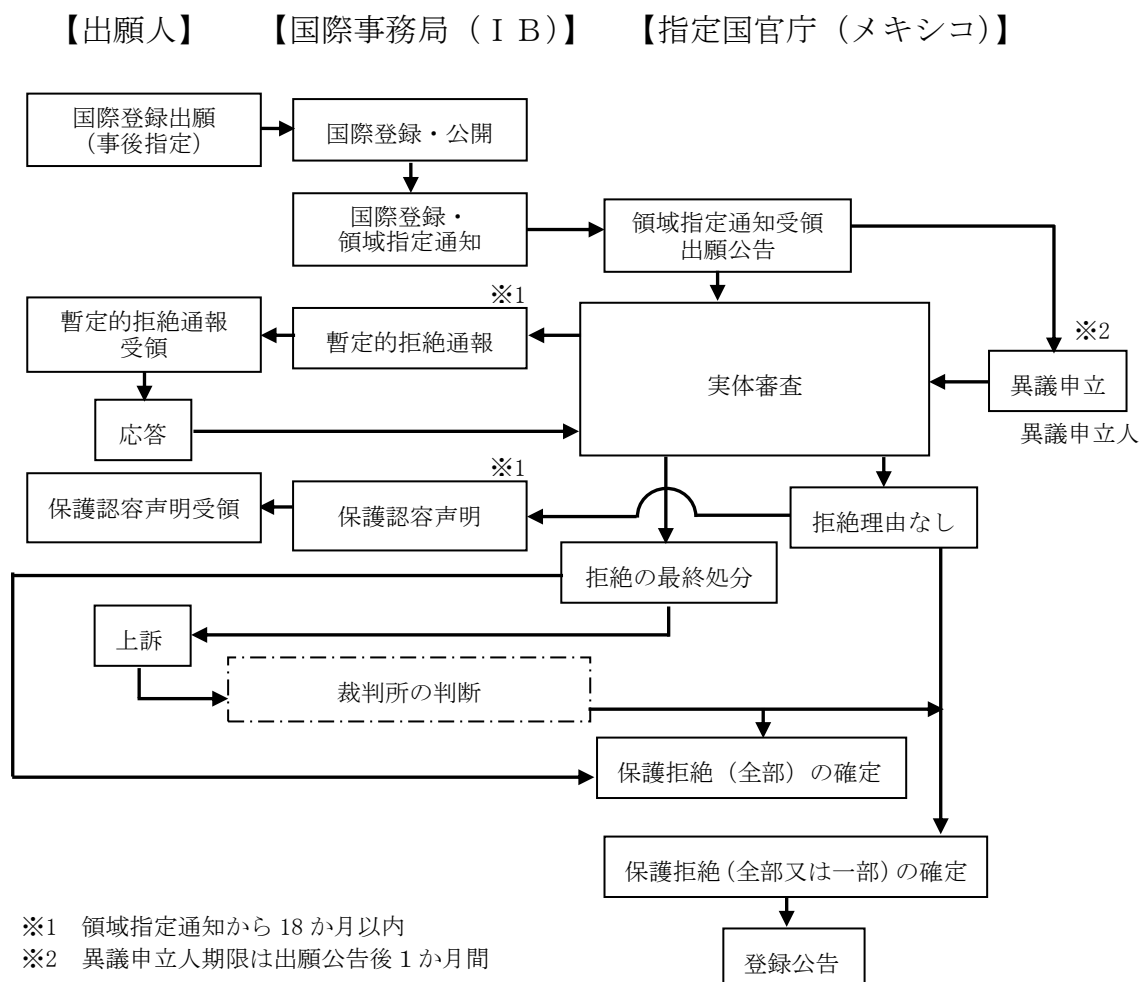
(II) 該当の商品又はサービスは、区分についてのアルファベット順の一覧及びそれらの公示規則に使用されている名称によって特定しなければならない。当該区分表は官報で公示される。

(4) 審査

①実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

図：実体審査の概略フロー



メキシコを領域指定した国際登録出願は、名義人の本国官庁を経て WIPO 国際事務局に受理される。その出願は、国際事務局にて方式審査を行い、方式に欠陥がなければ、国際登録簿に登録されると共に国際公表される。（マドリッド共通規則第 14 規則(1)、第 32 規則(1) (a) (i)）

さらに、IMPI に対して国際登録の通知（領域指定通知）が行われ（マドリッド協定議定書第 3 条(4)）、これ以降、IMPI の国内出願と同様の基準及び手順で審査される。領域指定通知を受けた IMPI は、通知を受けた 10 営業日以内に国際登録を公告する（産業財産法第 119 条）。

国際登録の公告後 1 か月以内（延長不可）は、異議申立期間に設定される。異議申立期間終了後、10 営業日以内に異議申立てを受けた出願一覧が公告される。また、異議申立てに関する文書は、下記 URL から入手可能である⁶²。

URL: <http://marcanet.impi.gob.mx/marcanet/controler/home>

異議申立てを受けた国際登録出願の名義人は、この公告日から 1 か月以内（延長不可）

⁶² 下記の WIPO の通達を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_28.pdf [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

に、異議申立てで引用された先行商標や証拠に対して、答弁書を提出することができる。答弁書はスペイン語の書面で IMPI に直接提出される必要がある。また、メキシコ国内の送達先を定めなければならないため、メキシコ国内に居所を有しない国際登録出願の名義人は、メキシコ国内に居住する代理人を介して、答弁書を提出する必要がある。答弁書の提出の手数料は不要である。この答弁書は、暫定拒絶通報に対する応答とは異なる。なお、答弁書を提出しなくても、IMPI によって、相手方の主張を受け入れたものとは解釈されない⁶³（産業財産法第 120 条）。

異議申立期間終了後及びそれに対する答弁書の提出期間終了後、IMPI は国際登録の実体審査を実施する。具体的には、産業財産法第 4 条、第 90 条（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）について審査が実施される⁶⁴。この実体審査の中で、異議申立ての内容や名義人の応答が考慮される。

商標出願が実体要件を満たしていない場合には、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に暫定的拒絶通報が通知され、反論の機会又は補正の機会が与えられる（マドリッド協定議定書第 5 条（1）、（2）（a）、（b）、（3））。暫定的拒絶通報に対する応答期間は、IMPI が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月である（産業財産法第 122 条）。ただし、適切な手数料を応答期間内に納付することを条件として、請求する必要なく、さらに 2 か月の猶予期間が与えられる（産業財産法第 122 条の 2）。そのため、応答期間は最大 4 か月である⁶⁵。

拒絶理由への対応としては、指定商品又はサービスの減縮、先行商標の所有者からの同意書（コンセント）などがある。コンセントについては、両商標の抵触の程度によっては拒絶理由を解消できない場合がある。

拒絶理由が解消されたときは、保護付与が認容され、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に保護認容声明が通知される。また、拒絶理由が発見されない場合も保護認容声明が通知される（マドリッド共通規則第 18 規則の 3（1）、（2）、（5））。一方、拒絶理由が解消されない場合には、拒絶が確定し、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に拒絶確定声明が通知される（マドリッド共通規則第 18 規則の 3（3）、（5））。

当該拒絶の決定に不服がある場合、上訴することができる⁶⁶。

出願又は申請は、スペイン語の書面で行う必要がある。また、他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付する必要がある（産業財産法第 179 条）。

⁶³ 下記の WIPO の通達を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_28.pdf [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁶⁴ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→As Designated Office（下記リンク先）→「Examination Procedure」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=designated> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁶⁵ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→As Designated Office（下記リンク先）→「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=designated> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁶⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版）39 頁「上訴」の項を参照。

マドリッド共通規則第 14 規則 国際登録簿への標章の登録

(1) 〔国際登録簿への標章の登録〕

国際事務局は、国際出願が該当する要件に合致すると認めた場合には、標章を国際登録簿に登録し、国際登録について指定締約国の官庁に通報し、その旨を本国官庁へ通報し、かつ、名義人に証明書を送付する。本国官庁が希望し、かつ、その旨を国際事務局に通報していた場合には、証明書は、本国官庁を通じて名義人に送付される。

マドリッド共通規則第 32 規則 公報

(1) 〔国際登録に関する情報〕

(a) 国際事務局は、次の情報を公報にて公表する。

(i) 第 14 規則の規定に基づき効果が生じた国際登録

マドリッド協定議定書第 3 条 国際出願

(4) 国際事務局は、前条の規定に従って出願された標章を直ちに登録する。本国官庁が国際出願を受理した日から 2 か月の期間内に国際事務局が国際出願を受理したときは、当該本国官庁が国際出願を受理した日を国際登録の日とし、当該 2 か月の期間の満了後に国際事務局が国際出願を受理したときは、国際事務局が国際出願を受理した日を国際登録の日とする。国際事務局は、関係官庁に対し国際登録を遅滞なく通報する。国際登録簿に登録された標章は、国際出願の記載事項に基づき、国際事務局が定期的に発行する公報に掲載する。

産業財産法第 119 条

願書が受理されると、最長 10 営業日以内に庁は官報に掲載しなければならない。本法及び本法に基づく規則に定める要件が満たされているか否かについて、願書及び付属の書類についての方式審査が行われる。

産業財産法第 120 条

公告された出願が第 4 条と第 90 条の下いずれかに該当すると考える何人も、公告された日から数えて延長不可の 1 か月以内に、その登録に対して異議申立てをすることができる。

異議申立ては、手数料の支払い証明と証拠書類とを添えて、書面で提出されなければならない。

異議申立てによって審査の手順を一時的に停止したり、第三者に帰属してはならない。異議申立ては、出願に対する庁による実体審査の結果を予断するものではない。

本条文の第 1 段落で言及した期間の後、庁は、最長 10 営業日以内に、異議申立てを受けた出願の一覧を官報に掲載する。

出願人は、公告が有効となる日から数えて延長不可の 1 か月以内に、異議申立てで示された理由、障害又は引用された先行商標に対して、書面で答弁書を提出することができる。

異議申立てや出願人の答弁書は、庁によって出願の実体審査の中で考慮される。

マドリッド協定議定書第 5 条 特定の締約国に係る国際登録の効果の拒絶及び無効

(1) 第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づき国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通

報を受けた締約国の官庁は、関係法令が認める場合には、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。このような拒絶は、当該拒絶の通報を行う官庁に直接求められた標章登録について工業所有権の保護に関するパリ条約上援用可能な理由に基づく場合にのみ行うことができる。もっとも、一定数以上の類又は一定数以上の商品若しくはサービスを指定する標章登録が関係法令上認められないという理由のみによっては、保護の拒絶は、部分的な拒絶であってもこれを行うことができない。

(2) (a) (1)の権利を行使しようとする官庁は、関係法令に定める期間内に、かつ、国際事務局が(1)に規定する領域指定の通報を当該官庁に行った日から、(b)及び(c)に規定する場合を除くほか、遅くとも1年の期間が満了する前に、国際事務局に対し、すべての拒絶の理由を記載した文書と共に拒絶の通報を行う。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、この議定書に従って行われた国際登録については、(a)に規定する1年の期間を18箇月の期間とする旨を宣言することができる。

(3) 国際事務局は、国際登録の名義人に拒絶の通報の写し1通を遅滞なく送付する。当該名義人は、拒絶の通報を行った官庁に標章登録を自ら直接求めていたならば与えられたであろう救済手段を与えられる。国際事務局は、(2) (c) (i)の規定に基づく通報を受領した場合には、国際登録の名義人に当該通報を遅滞なく送付する。

産業財産法第122条

方式審査が完了し次第、当該商標が本法の条項による登録を受ける適格を有するか否かを判定するための実体審査が行われる。

願書又は付属書類が法律若しくは規則による要件を満たしていない場合又は当該商標登録についての障害がある若しくは予測される場合は、産業財産権庁は、その旨を書面で出願人に通知すると共に、2か月の猶予期間を与えてそのような誤り又は遺漏を補正し、また該当の障害や予測に関し出願人の最善の利益に資する表明を行うよう促すものとする。出願人が与えられた期間内に補正その他適切な対応を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

産業財産法第122条の2

出願人は、適切な手数料を遵守期間内に納付することを条件として、請求の必要なく、前条にいう要件を満たすべき2か月の猶予期間を追加的に与えられる。

追加期間は、第122条に規定する2か月の期間の満了日の翌日から有効となる。

出願人が、当初の猶予期間及び本条にいう追加猶予期間内に所定要件を充足しない場合又は関係手数料を納付しない場合は、当該登録出願は、放棄されたものとみなされる。

マドリッド共通規則第18規則の3

指定締約国における標章のステータスの最終処分

(1) [暫定的拒絶通報が送付されていない場合の保護を与える旨の声明]

協定第5条(2)又は議定書第5条(2) (a)、(b)若しくは(c)の期間満了前に、官庁に対する全ての手続が完了し官庁が保護を拒絶する理由がないときは、その官庁は、当該期間満了前、かつ、できる限り速やかに、その締約国における国際登録の対象となっている標章に保護を与える旨の声明を国際事務局に送付する。

(2) [暫定的拒絶の後の保護を与える旨の声明]

(3)の規定に基づく声明を送付した場合を除き、暫定的拒絶通報を送付した官庁は、標章の保護に関する当該官庁に対する全ての手続が完了した後に、国際事務局に次のいずれかを送付する。

(i) 暫定的拒絶は撤回され、当該標章には、保護を求めた全ての商品及びサービスについて当該締約国における保護が与えられる旨の声明、又は、

(ii) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及びサービスを表示した声明

(3) [全部暫定的拒絶の確認]

全部暫定的拒絶通報を国際事務局に送付した官庁は、標章の保護に関する当該官庁に対する全ての手続が完了し、全ての商品及びサービスについて当該締約国における標章の保護の拒絶を確認することを決定した場合は、その旨の声明を国際事務局に送付する。

(5) [記録；名義人への通知と写しの送付]

国際事務局は、この規則に基づき受領した声明を国際登録簿に記録し名義人に通報し、その声明が特定の文書の形式で通報された場合又は複製され得る場合には、名義人にその文書の写しを送付する。

産業財産法第 179 条

本法及び本法から派生する諸規定に基づき提出される出願又は申請は、スペイン語の書面で行われなければならない。

他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない。

②審査内容

メキシコを指定する国際登録は、通常メキシコ商標出願と同様の方法で、産業財産法第 4 条、第 90 条に従い実体審査が行われる。また、異議申立てがあった場合、実体審査において、異議申立ての内容及びそれに対する国際登録出願の名義人の応答が考慮される。また、指定商品又はサービスの分類についても審査される。

③暫定的拒絶通報の期間

拒絶期間の延長の宣言を行っており⁶⁷、国際事務局が IMPI に国際登録の領域指定を通知した日から 18 か月以内に暫定的拒絶通報を行う（マドリッド協定議定書 5 条(1)、(2) (a)、(b)）。

④絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由については産業財産法第 90 条(I)～(XIV)に規定されている。

⁶⁷ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→General Information→

「Declarations of the Extension of the refusal period to 18 months」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=general> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

産業財産法第 90 条

次のものは商標として登録することができない。

- (I) 視覚的であっても動きで表現される、立体の動態的若しくは変容的な名称、図形又は形状
- (II) 商標の保護が求められる商品又はサービスの技術的若しくは普通に用いられる名称及び日常の用語や営業慣行により当該商品若しくはサービスの普通名称又は一般的呼称となっている言葉
- (III) 公共財産である又は一般公衆の利用することができるものとなっている立体の形状、他との区別を容易とする独自性を欠く立体の形状及び商品の普通若しくは日常的な形状又は性質若しくは工業的機能によって定まる形状
- (IV) 特質を全体として判断する時、商標保護を与えようとしている商品又はサービスを説明する全体のものと認められる立体の名称、図形若しくは形状。これらは、取引において、商品の種類、品質、数量、構成、用途、価格、原産地名称又は生産時期を特定する機能を果たす説明的若しくは指示的な用語を含む。
- (V) 互いに孤立した文字、数字又は色彩。ただし、それらがそれらに特別顕著性を与える働きをする符号、図形若しくは名称等の要素と結合しているか又はそれらを伴っている場合は別とする。
- (VI) 他の言語への翻訳文であって、登録することができない言葉についての恣意的に変更した綴り又は人工的な構成
- (VII) 国家、州、市その他の行政主体の紋章、旗章若しくは記章を無許諾で複製又は模倣した標識及び国際機関、政府機関若しくは NGO その他公認された組織の名称、略称、標章又は紋章並びにそれらに関する呼称
- (VIII) 所轄官庁の許可なくメキシコ国で採用する監督用若しくは証明用の公の記号若しくは印章を複製又は模倣した標識又は硬貨、銀行券、記念硬貨その他メキシコ国若しくは外国の法貨を複製若しくは模倣した標識
- (IX) 公認の見本市、物産展、集会、文化行事又はスポーツ大会において授与される勲章、メダルその他の賞の名称又は図式表示を複製又は模倣する標識
- (X) 固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの
- (XI) ある商品の製造で知られている都市又は場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く。
- (XII) 人の名称、筆名、署名及び肖像で、その人又はその人が故人である場合は、その生存配偶者、直系血族及び養子孫及び傍系親族(共に 4 親等後までの順で)の同意を得ていないもの
- (XIII) 知的若しくは芸術的作品の表題、出版物及び定期刊行物の表題、想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称、芸名及び演芸グループの名称で、対応する権利の所有者からそれらの登録についての明示の承認を得ていないもの
- (XIV) 公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称、図形又は形状であって、保護しようとする商品若しくはサービスの性質、構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解されるもの

⑤相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由については、第 90 条(XV)～(XVII)に規定されている。

産業財産法第 90 条

次のものは商標として登録することができない。

(XV) 商品若しくはサービスに使用されるものとしてメキシコで周知であると産業財産権庁が判断する又は宣言する商標と同一若しくは類似した立体の名称、図形又は形状。

本号による禁止は、登録が求められている当該商標の使用が以下のような場合に適用されるものとする。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は提携関係の誤認を生じさせる虞がある場合、
- (b) 周知商標の所有者に無許諾の盗用である虞がある場合、
- (c) 周知標章の信頼性を害する虞がある場合、
- (d) 周知商標の顕著な特徴を希釈化する虞がある場合。

本号による禁止は、登録出願人が周知商標の所有者である場合は適用されないものとする。

(XV の 2) 商品若しくはサービスに使用されるものとして、第 II 章の条項に基づき有名と産業財産権庁が判断又は宣言する商標と同一若しくは混同させる程に類似した立体の名称、図形又は形状。

本号による禁止は、登録出願人が有名商標の所有者である場合は適用されないものとする。

(XVI) 先に出願がなされ登録を待っているか又は既に登録されて効力を有する別の商標と同一若しくは混同させる程に類似しており、かつ同一若しくは類似する商品又はサービスに使用される商標。ただし、既に登録されているものと同一の商標であっても、類似の商品又はサービスへの使用のために同一所有者によって出願される場合は除く。及び、

(XVII) 当該商標によって保護しようとする商品若しくはサービスの製造若しくは販売又は提供を主たる業務とする会社又は工業、商業若しくはサービスの事業所によって使用される商号で、当該商標の登録出願日又は最初の使用の宣誓日より前に使用されているものと同一若しくは混同させる程に類似している商標。ただし、この規定は、当該商号の所有者による商標登録出願の場合には、他の同一の商号が公示されていない限り適用されない。

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

①暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

- 1) 暫定的拒絶通報の例は次のとおりである。

暫定的拒絶通報の例

 Protocolo de Madrid Denegación Provisional de Protección TOTAL Regla 17.1	
I. Oficina que realiza la notificación:	INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL DIRECCIÓN DIVISIONAL DE MARCAS
I.I Fecha de Emisión:	
II. Número del registro internacional	
III. Nombre del titular del registro internacional	
IV. Denegación provisional basada en un examen de oficio	
V. Denegación provisional para todos los productos o servicios de la(s) clase(s) internacional(es) que se enlista(n) a continuación:	
Clase:30, Expediente nacional:1690388 , Oficio de salida:20160931924	
VI. Motivos de la denegación	
Clase:30, Expediente nacional:1690388 , Oficio de salida:20160931924	
CON FUNDAMENTO EN LO DISPUESTO POR LOS ARTÍCULOS 93, 113, FRACCIONES IV Y V, 119 Y 180 DE LA LEY DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL, ASÍ COMO, 5, 57 Y 59 DE SU REGLAMENTO, ACLARE A QUÉ TIPO DE SORBETES SE REFIERE, O BIEN, SE SUGIERE INDICARLO COMO SORBETES [HELADOS]. Al dar contestación a la denegación provisional en cada expediente(s) nacional(es), deberá hacer referencia al número de oficio de salida que corresponda.	
VII. Información relativa al procedimiento:	
Indicaciones sobre la designación de un representante: Las solicitudes o promociones que se presenten ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial deberán ser firmadas por el interesado o su representante, de conformidad con el artículo 180 de la Ley de la Propiedad Industrial. En toda promoción, se deberá señalar domicilio para oír y recibir notificaciones dentro del territorio mexicano, artículo 183 de la Ley de la Propiedad Industrial; se podrá actuar por sí o por medio de representante o apoderado, artículo 19 de la Ley Federal de Procedimiento Administrativo. En caso de que su registro internacional sea multiclase y la denegación provisional se refiera a más de una clase: De conformidad con la legislación mexicana, el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial abre un expediente de marca por cada clase de productos o servicios de la Clasificación Internacional, por lo que en caso de que la denegación provisional se refiera a más de una clase de productos o servicios, <u>el solicitante deberá dar contestación en cada uno de los expedientes que se hayan generado, en las clases que correspondan, pagando por cada uno de los expedientes nacionales, conforme a la Tarifa por los servicios que presta el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial.</u> La información para el pago de Tarifas se encuentra disponible en la siguiente dirección electrónica: https://servicios.impi.gob.mx/seimpi/action/inicio.	
Plazo para dar respuesta:	



Avenida No. 550 Col. Pueblo de Santa María Tepepán, Del. Coahuila de Zaragoza, México, Ciudad de México
 (55) 53740700 - www.impi.gob.mx



20160959542

項目Ⅰ：通知を出す庁（IMPI 商標課）

項目Ⅰ.Ⅰ：発行日

項目Ⅱ：国際登録番号

項目Ⅲ：国際登録の名義人名

項目Ⅳ：職権による暫定拒絶

項目Ⅴ：拒絶される分類

項目Ⅵ：拒絶の理由

項目Ⅶ：手続きに関する注意点（上記の例では、代理人指名の指示、国際登録が複数分類を指定した場合の留意点、応答期限について記載されている。）

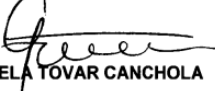
Para que dé cumplimiento, manifieste lo que a su derecho convenga y efectúe el pago previsto en el artículo 29 de la Tarifa por los Servicios que presta el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial; se le concede un plazo de dos meses contados a partir del día siguiente de la notificación del presente oficio por la OMPI, apercibido que de no contestar dentro de dicho término, se tendrá por abandonada su solicitud con fundamento en el artículo 122 de la Ley de la Propiedad Industrial.

Dicho plazo podrá prorrogarse por 2 meses pagando las tarifas correspondientes, artículos 122 Bis de la Ley de la Propiedad Industrial y 31 del Acuerdo por el que se da a conocer la Tarifa por los servicios que presta el IMPI.

La respuesta a este oficio deberá presentarse ante el área receptora de la Dirección Divisional de Marcas u Oficinas Regionales del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial o en su caso en las Delegaciones de la Secretaría de Economía.

VIII. Firma de la Oficina que realiza la notificación:
El suscrito firma el presente con fundamento en las disposiciones legales invocadas, así como en el artículo 5° del Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, adoptado en Madrid el 27 de junio de 1989, modificado el 3 de octubre de 2006 y el 12 de noviembre de 2007; artículos Primero Transitorio, 6° fracción III, 7° bis 2 y 184 de la Ley de la Propiedad Industrial; 13 del Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial; 1°, 3° fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 4°, 5°, 11 fracción II y 13 fracciones II y VI del Reglamento del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial; 1°, 3° y 6° incisos b) y e), así como los párrafos antepenúltimo, penúltimo y último del Acuerdo que delega facultades en los Directores Generales Adjuntos, Coordinador, Directores Divisionales, Titulares de las Oficinas Regionales, Subdirectores Divisionales, Coordinadores Departamentales y otros Subalternos de este Organismo; y 1°, 3°, 4°, 5° fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 17 fracciones II y VI, 28 y 31 del Estatuto Orgánico de este Instituto y 24 del Acuerdo por el que se establecen los Lineamientos para la atención de solicitudes, peticiones y promociones presentadas conforme al Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial, Ordenamientos Legales cuyas reformas, adiciones y modificaciones se encuentran vigentes a la fecha de emisión del presente.

ATENTAMENTE
LA COORDINADORA DEPARTAMENTAL DE RESOLUCIONES JURIDICAS DE SIGNOS DISTINTIVOS


LIC. LAURA ISELE TOVAR CANCHOLA

IX. Disposiciones fundamentales correspondientes de la legislación aplicable:
LEY DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL
Artículo 87.- Los industriales, comerciantes o prestadores de servicios podrán hacer uso de marcas en la industria, en el comercio o en los servicios que presten. Sin embargo, el derecho a su uso exclusivo se obtiene mediante su registro en el Instituto.
Artículo 88.- Se entiende por marca a todo signo visible que distinga productos o servicios de otros de su misma especie o clase en el mercado.
Artículo 89.- Pueden constituir una marca los siguientes signos:
I.- Las denominaciones y figuras visibles, suficientemente distintivas, susceptibles de identificar los productos o servicios a que se apliquen o traten de aplicarse, frente a los de su misma especie o clase;
II.- Las formas tridimensionales;
III.- Los nombres comerciales y denominaciones o razones sociales, siempre que no queden comprendidos en el artículo siguiente, y
IV.- El nombre propio de una persona física, siempre que no se confunda con una marca registrada o un nombre comercial publicado.
Artículo 93.- Las marcas se registrarán en relación con productos o servicios determinados según la clasificación que establezca el reglamento de esta Ley.
Cualquier duda respecto de la clase a que corresponda un producto o servicio, será resuelta en definitiva por el Instituto.
Artículo 115.- En los ejemplares de la marca que se presenten con la solicitud no deberán aparecer palabras o leyendas que puedan engañar o inducir a error al público. Cuando la solicitud se presente para proteger una marca innominada o tridimensional, los ejemplares de la misma no deberán contener palabras que constituyan o puedan constituir una marca, a menos de que se incluya expresamente reserva sobre la misma.
Artículo 116.- En caso de que la marca sea solicitada a nombre de dos o más personas se deberán presentar con la solicitud, las reglas sobre el uso, licencia y transmisión de derechos de la marca convenidos por los solicitantes.
Artículo 179.- Toda solicitud o promoción dirigida al Instituto, con motivo de lo dispuesto en esta Ley y demás disposiciones derivadas de ella, deberá presentarse por escrito y redactada en idioma español. Los documentos que se presenten en idioma diferente deberán acompañarse de su traducción al español.
Artículo 180.- Las solicitudes y promociones deberán ser firmadas por el interesado o su representante y estar acompañadas del comprobante de pago de la tarifa correspondiente, en su caso. La falta de firma de la solicitud o promoción producirá su desechamiento de plano; en el caso de la falta de pago de la tarifa, el Instituto requerirá al promovente, otorgándole un plazo de cinco días hábiles por única vez, para que subsane su omisión, y sólo en caso de que el particular no atienda el apercibimiento, desechará de plano la solicitud o promoción.
Artículo 181.- Cuando las solicitudes y promociones se presenten por conducto de mandatario, éste deberá acreditar su personalidad:

LAH
2 de 4

20160959542

Arenal No. 550, Col. Pueblo de Santa María Tepepan, Del. Xochimilco, 14020, México, Ciudad de México
(55) 53340700 - www.impi.sedec.mx

項目Ⅷ：審査官の署名

項目Ⅸ：適用条文

サンプルは全4頁であるが、上記以外の残り2頁に関しては、条文の列挙のみであるため、添付は省略した。

2) 暫定的拒絶通報に使用される言語は、スペイン語である。

3) 暫定的拒絶通報には、全部拒絶の場合と一部拒絶の場合がある。暫定的拒絶通報に記載された所定の期間内に絶対的拒絶理由が解消しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される。

②暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶通報に対する応答期間は、IMPI が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月である（産業財産法第 122 条）。ただし、適切な手数料を応答期間内に納付することを条件として、請求する必要なく、さらに 2 か月の猶予期間が与えられる（産業財産法第 122 条の 2）。そのため、応答期間は、最大 4 か月である⁶⁸。

③現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶通報に対する応答を、現地代理人を通じて実施する旨を明記した条文、規則はない。しかし、メキシコ国内に送達先を定めなければならないため、メキシコ国内に居所を有しない国際登録出願の名義人は、メキシコ国内に居住する代理人を選任する必要がある⁶⁹（産業財産法第 183 条）。

産業財産法第 183 条

すべての出願について、当該出願を行う者は、通知を受け、受領するための国内の住所を指定しなければならない。この住所に変更があれば産業財産権庁に伝達しなければならない。住所変更を伝達しなかった場合、通知は記録に記載された住所において適法に実施されるとみなされる。

本法に定める行政手続において、この手続の範囲でなされる手続上及び最終的な決定並びに当事者不在で実施される手続におけるかかる決定は、前項にいう住所において当事者らに通知することができなかった場合には、産業財産権庁における公示板に掲示すること及び官報における公告を通じて関係当事者に通知することができる。

代理の委任状は、単なる出願手続に使用できる単純委任状と、権利行使にも使用できる完全委任状の 2 種類がある⁷⁰。

- (a) 単純委任状：名義人又は法定代表者が署名し、さらに 2 名の証人が署名し、それぞれの完全な氏名及び住所が記載されたもの。名義人が法人の場合、委任状には法的代表者の権限を示す書類、場所及び日時を記載しなければならない。
- (b) 完全委任状：名義人又は法定代表者が署名し、さらに 2 名の証人が署名し、かつ、それぞれの完全な氏名及び住所が記載され、公証人による公証及びメキシコ領事又はアポスティルによる認証を受けたもの。

⁶⁸ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→As Designated Office→「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=designated> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁶⁹ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版）35 頁「代理人」の項と下記リンクの「Representation before the Office」を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=misc> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁷⁰ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版）35 頁「委任状」の項を参照。

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

現地代理人を通じて行う手続についての条文、規則はない。メキシコ国内に送達先を定めなければならない、メキシコ国内に居所を有しない国際登録出願の名義人は、現地代理人を選任し、現地代理人の住所を連絡先住所として届け出ることが一般的に行われている。

⑤暫定的拒絶通報に対し各国に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 拒絶確定までの概略

暫定的拒絶通報に記載された発行の日から最長 4 か月の期間内に先の暫定的拒絶通報に記載された拒絶理由に対して、補正その他適切な対応を行わない場合は、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される（産業財産法第 122 条、第 122 条の 2）。

また、国際登録出願の名義人が暫定的拒絶通報に記載された拒絶理由に対して補正等を行うと IMPI は改めて審査を行い、それでも拒絶理由がある場合、再度暫定的拒絶通報を行う⁷¹。拒絶確定までの期限は設定されていない。そのため、国際登録出願の名義人が、応答期間内に補正その他適切な対応を行わない場合、拒絶が決定する。この決定の通知は IMPI から国際事務局を経て名義人に書面で通知される。IMPI が決定した拒絶に対して上訴することが可能である。上訴した結果、拒絶が確定される。

2) 異議申立ての機会の有無

IMPI が国際登録又は領域指定の通知を受けた日の後、10 営業日以内に、国際登録出願又は領域指定の出願については公告される。異議申立ては、この公告日後、1 か月以内（延長不可）に提出されなければならない。さらに、異議申立期間終了後、10 営業日以内に異議申立てを受けた出願一覧が公告される（産業財産法第 120 条）。

異議申立てに関する文書は、下記 URL から入手可能である⁷²。

URL: <http://marcanet.impi.gob.mx/marcanet/controler/home>

異議申立てを受けた名義人は、この公告日から 1 か月以内（延長不可）に、異議申立てで引用された先行商標や証拠に対して、答弁書を提出することができる。異議申立ての内容や名義人の応答は庁によって実体審査の中で考慮される（産業財産法第 120 条）。

答弁書はスペイン語の書面で IMPI に直接提出される必要がある。また、メキシコ国内の送達先を定めなければならないため、メキシコ国内に居所を有しない国際登録出願の名義人は、メキシコ国内に居住する代理人を介して、答弁書を提出する必要がある⁷³（産業財産法第 120 条）。

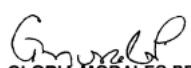
⁷¹ 工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データベースの下記リンク先の「3. 審査手続」を参照。
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/11234/> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁷² 下記の WIPO の通達を参照。
http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_28.pdf [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁷³ 同上

3) 拒絶確定声明の例は次のとおりである。

拒絶確定声明の例

 IMPI INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL	
Protocolo de Madrid Disposición Definitiva Relativa a la Situación de una Marca Confirmación de la Denegación Provisional Total Regla 18	
I. Oficina que realiza la notificación:	INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL DIRECCIÓN DIVISIONAL DE MARCAS
II. Fecha de Emisión:	
II. Número del registro internacional	
III. Nombre del titular del registro internacional	
IV. Se deniega la protección a la marca objeto del presente registro internacional respecto de todos los productos y/o servicios señalados en la extensión de la protección en México, lo anterior con fundamento en el artículo 5° del Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, adoptado en Madrid el 27 de junio de 1989, modificado el 3 de octubre de 2006 y el 12 de noviembre de 2007.	
V. Expediente(s) Nacional(es) número(s): Expediente: 1405525, Clase: 18; Expediente: 1405526, Clase: 25	
VI. Firma de la Oficina que realiza la notificación: El suscrito firma el presente con fundamento en los artículos 2° inciso 3), 3bis y 4 del Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, adoptado en Madrid el 27 de junio de 1989, modificado el 3 de octubre de 2006 y el 12 de noviembre de 2007; artículos 6° fracción III y 7° bis 2 de la Ley de la Propiedad Industrial; 1°, 3° fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 4°, 5°, 11 fracción II y último párrafo y 13 fracciones II y III del Reglamento del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial; 1°, 3°, 4°, 5° fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 17 fracciones II y III, 28 y 31 del Estatuto Orgánico de este Instituto, así como 1°, 3° y 6° incisos a) y b) párrafos antepenúltimo, penúltimo y último del Acuerdo que delega facultades en los Directores Generales Adjuntos, Coordinador, Directores Divisionales, Titulares de las Oficinas Regionales, Subdirectores Divisionales, Coordinadores Departamentales y otros Subalternos de este Organismo; 3°, 20 y 25 del Acuerdo por el que se establecen los Lineamientos para la atención de solicitudes, peticiones y promociones presentadas conforme al Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial, Ordenamientos Legales cuyas reformas, adiciones y modificaciones se encuentran vigentes a la fecha de emisión del presente.	
ATENTAMENTE LA COORDINADORA DEPARTAMENTAL DE RESOLUCIONES JURIDICAS DE SIGNOS DISTINTIVOS  LIC. GLORIA MORALES PEDROZA	

NO SE CONCEDIÓ LA PROTECCIÓN A LOS PRODUCTOS DE LA CLASE 18, EXPEDIENTE NACIONAL 1405525 Y CLASE 25, EXPEDIENTE NACIONAL 1405526, POR ABANDONO DEL TRÁMITE DE LA SOLICITUD.


1 de 1



20150802509

項目Ⅰ：通知を出す庁（IMPI 商標課）

項目Ⅰ.Ⅰ：発行日

項目Ⅱ：国際登録番号

項目Ⅲ：国際登録の名義人名

項目Ⅳ：拒絶確定

項目Ⅴ：メキシコ国内でのレコード番号

項目Ⅵ：審査官の署名

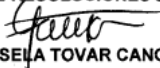
4) 拒絶確定声明に使用される言語は、スペイン語である。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合、IMPI は保護認容声明を国際事務局に送付する。

2) 保護認容声明の例は次のとおりである。

保護認容声明の例

	
Protocolo de Madrid Disposición Definitiva Relativa a la Situación de una Marca Declaración de Concesión de la Protección tras una Denegación Provisional TOTAL Regla 18ter	
I. Oficina que realiza la notificación:	INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL DIRECCIÓN DIVISIONAL DE MARCAS
I.I Fecha de Emisión:	
II. Número del registro internacional	
III. Nombre del titular del registro internacional	
IV. ☒ Se otorga la protección a la marca objeto del presente registro internacional respecto de todos los productos y/o servicios señalados en la extensión de la protección en México. Expediente: 1427119, Registro: 1611698 ☐ Protección únicamente respecto de los productos o servicios de la(s) clase(s) internacional(es) que se enlista(n) a continuación:	
V. Firma de la Oficina que realiza la notificación: El suscrito firma el presente con fundamento en los artículos 2º inciso 3), 3bis y 4 del Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, adoptado en Madrid el 27 de junio de 1989, modificado el 3 de octubre de 2006 y el 12 de noviembre de 2007; artículos 6º fracción III y 7º bis 2 de la Ley de la Propiedad Industrial; 1º, 3º fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 4º, 5º, 11 fracción II y último párrafo y 13 fracciones II y III del Reglamento del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial; 1º, 3º, 4º, 5º fracción V inciso b), subíndices ii), iii) y iv) primero y segundo guion respectivamente, 17 fracciones II y III, 28 y 31 del Estatuto Orgánico de este Instituto, así como 1º, 3º y 6º incisos a) y b) párrafos antepenúltimo, penúltimo y último del Acuerdo que delega facultades en los Directores Generales Adjuntos, Coordinador, Directores Divisionales, Titulares de las Oficinas Regionales, Subdirectores Divisionales, Coordinadores Departamentales y otros Subalternos de este Organismo; 3º, 20 y 25 del Acuerdo por el que se establecen los Lineamientos para la atención de solicitudes, peticiones y promociones presentadas conforme al Protocolo concerniente al Arreglo de Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas, ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial, Ordenamientos Legales cuyas reformas, adiciones y modificaciones se encuentran vigentes a la fecha de emisión del presente.	
ATENTAMENTE LA COORDINADORA DEPARTAMENTAL DE RESOLUCIONES JURIDICAS DE SIGNOS DISTINTIVOS  LIC. LAURA ISELA TOVAR CANCHOLA	

2 de 1



20160246505

Arenal No. 550, Col. Pueblo de Santa María Tepepan, Del. Xochimilco, 16020, México, Ciudad de México
(55) 53340700 - www.impi.gob.mx

項目Ⅰ：通知を出す庁（IMPI 商標課）

項目Ⅰ.Ⅰ：発行日

項目Ⅱ：国際登録番号

項目Ⅲ：国際登録の名義人名

項目Ⅳ：全部保護又は一部保護（例では、全部保護である。一部保護の場合には、分類が記載される。）

項目Ⅴ：審査官の署名

3）保護認容声明に使用される言語は、スペイン語である。

(7) 登録

①登録簿

登録簿に関する条文、規則はない。しかし、商標の登録の決定は、官報によって公告される（産業財産法第127条）。また、下記URLのデータベースから、商標、登録番号、出願日、出願人、最新の動きなどを検索することができる。

URL: <http://marcanet.impi.gob.mx/marcanet/controler/home>

産業財産法第 127 条

商標の登録及びその更新の決定は、官報によって公示される。

②登録証書の発行

国際登録の領域指定の場合であっても、メキシコ商標出願と同様に、登録証書が発行される（産業財産法第125条、第126条）。

産業財産法第125条

出願の審査が進み法律及び規則上の要件の充足が確認されると、登録証が発行される。

産業財産権庁が商標の登録を拒否する場合は、同庁は、その旨を出願人に書面で通知し、その決定の基礎となる理由と法的根拠を述べるものとする。

同庁は、異議申立人に対して書面で、対象となった出願の登録日又は拒絶の決定を通知する。

産業財産法第 126 条

産業財産権庁は、登録の証拠として各商標について登録証を発行する。登録証には当該商標の見本が付されると共に、次の事項が記載される。

(I) 商標の登録番号

(II) 商標を構成する識別性ある標識。当該標識は記述的か、非記述的か、立体形状のものか、又はそれらの混合したものかが明示される。

(III) 商標が使用される商品又はサービス

(IV) 商標権者の名称及び住所

(V) 該当する場合は、事業所の所在地

(VI) 出願日、承認された優先日、あれば最初の使用日及び登録証発行日、及び

(VII) 商標の存続期間

(8) 登録後の注意事項

1) 使用証明の提出の必要はない。ただし、実務上、3年ごとに、その3年間に於いて使用されていることを証明する証拠や使用宣誓書が IMPI に提出されることが推奨されている⁷⁴。

登録商標が、3年間継続して使用されない場合は、登録抹消の原因となる（産業財産法第130条）。メキシコでは、ライセンサーによる使用は、IMPI にライセンスに関する登録がされていない限り、商標権者の使用とは認められない⁷⁵。

産業財産法第130条

登録された商標がその対象である商品又はサービスについて3年間継続して使用されない場合は、登録抹消の原因となる。ただし、当該商標の商標権者又はその使用権者がそれについての行政的登録抹消決定の請求がなされた日の前3年以内に当該商標を使用している場合又は当該商標の対象である商品又はサービスに適用される輸入制限その他の行政規制を含め商標権者の支配を超える当該商標使用の障害が商標不使用の理由である場合は除く。

2) 下記の場合には、IMPI の職権又は代理機関の請求により、商標の使用が禁止又は規制される（産業財産法第129条）。

- (a) 当該商標の使用が、特定の商品若しくはサービスの生産、流通若しくは販売に重大な歪みを生じさせる独占的若しくは寡占的な産業慣行又は不正競争に関連する要素となっている場合
- (b) 当該商標の使用が、商品及びサービスの効率的な流通、生産又は販売を妨げる場合
- (c) 国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて、当該商標の使用が、妨害、阻害又は商品又はサービスの公衆への分配、供給又は生産のコスト増大をもたらす場合

産業財産法第129条

産業財産権庁は、特定の商品又はサービスについて商標の登録と使用を義務的なものとし、また次の場合には、職権で又は代理機関の請求により、登録されたものと否とを問わず商標の使用を禁止又は規制することができる。

- (I) 当該商標の使用が、特定の商品若しくはサービスの生産、流通若しくは販売に重大な歪みを生じさせる独占的若しくは寡占的な産業慣行又は不正競争に関連する要素となっている場合
- (II) 当該商標の使用が、商品及びサービスの効率的な流通、生産又は販売を妨げる場合

⁷⁴ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第41頁「使用要件」の項を参照。

⁷⁵ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015年4月追補版）第41頁「使用要件」の項及び下記リンク先を参照。

<http://trademarks.thomsonreuters.com/jp/resources/toyosaki01?cid=112&id=t01-017> [最終アクセス日：2017年1月25日] を参照。

(III) 国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて、当該商標の使用が、妨害、害又は商品又はサービスの公衆への分配、供給又は生産のコスト増大をもたらす場合
なお、関連する宣言は公報で公示される。

3) 下記の場合、登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標は、事業所又は企業の商号若しくは会社名称又は企業名称として又はその一部として使用することはできない。ただし、登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の商標を組み入れている商号及び会社名称若しくは企業名称については適用しない（産業財産法第 91 条）。

(a) 当該事業所又は企業が、当該商標が使用される対象と同一若しくは類似した商品若しくはサービスの生産、輸入又は販売に従事し、かつ

(b) 当該商標の商標権者又はその他の権限者による書面上の同意を得ていない場合。

産業財産法第 91 条

次の場合には、登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標は、事業所又は企業の商号若しくは会社名称又は企業名称として又はその一部として使用することはできない。

(I) 当該事業所若しくは企業が、当該商標が使用される対象と同一若しくは類似した商品若しくはサービスの生産、輸入又は販売に従事し、かつ

(II) 当該商標の商標権者又はその他の権限者による書面上の同意を得ていない場合。

上記に違反した場合は、登録商標又は登録商標と混同させる程に類似した商標を商号又は団体名称又は企業名称から除去し、かつ、損害賠償を請求される可能性があるほか、本法に定める独自の制裁の対象となる。本条の規定は、登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の商標を組み入れている商号及び会社名称若しくは企業名称については適用しない。

4) 登録商標をその対象となる商品又はサービスについて使用する場合には「Marca Registrada」、「M. R.」又は「®」の記号を標記することができる（産業財産法第 131 条）。この標記は、義務ではないが、侵害者に対する民事又は刑事訴訟の提起の条件となるため推奨されている⁷⁶（産業財産法第 229 条）。

産業財産法第 131 条

「登録商標」の表示、M. R. の文字又は®記号は、登録商標の対象とされている商品又はサービスについてのみ使用することができる。

産業財産法第 229 条

産業財産権の侵害を理由とする民事訴訟及び刑事訴訟の提起並びに第 199 条の 2 に規定する諸手段の採用のためには、当該産業財産権の所有者が第 26 条及び第 131 条にいう表示若しくは告知を産業財産権の対象であ

⁷⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版）第 41 頁「登録表記」の項を参照。

る商品又はその商品の容器若しくは梱包及び包装材に付記若しくは貼付しているか、又は当該商品若しくはサービスが産業財産権の客体であることを他の手段によって表明若しくは公示していることが必要である。この要件は、産業財産権の侵害に係わらない行政上の法規違反については要求されない。

（９）異議

IMPI が国際登録又は領域指定の通知を受けた日の後、10 営業日以内に、国際登録出願又は領域指定の出願については公告される。異議申立ては、この公告日後 1 か月以内に提出されなければならない。さらに、この期間の終了後、10 営業日以内に異議申立てを受けた出願リストが公告される。異議申立てを受けた国際登録出願の名義人は、この公告日から 1 か月以内に、異議申立てで引用された先行商標や証拠に対して、答弁書を提出することができる。異議申立てや国際登録出願の名義人の答弁書は庁によって実体審査の中で考慮される（産業財産法第 120 条）。

答弁書は、スペイン語の書面で IMPI に直接提出する必要がある。これに伴う手数料は不要である。なお、答弁書を提出しなくても、IMPI によって、相手方の主張を受け入れたものと解釈されない⁷⁷。

（１０）上訴

国際登録の保護付与の認容が拒絶された場合、その通知から 45 日以内に連邦財務行政司法裁判所に上訴を提起できる⁷⁸。

（１１）権利行使

①権利の発生時期、条件

直接メキシコに出願する場合と同様に、国際登録の領域指定は、国際登録日又は事後指定が通知された日から、権利が有効になる（産業財産法第 87 条）。ただし、商標が登録され、公告された後でなければ、効力は発生しない⁷⁹（産業財産法第 8 条、第 127 条）。したがって、差止請求については、登録公告後に行うことができる。

産業財産法第 87 条

生産業者、取引業者及びサービス提供者は、その遂行する事業、取引又はサービス提供においていくつかの商標を使用することができる。ただし、その商標を排他的に使用するには産業財産権庁への登録を必要と

⁷⁷ 下記リンク先の WIPO の通達を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_28.pdf [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁷⁸ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編（AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版）39 頁「上訴」の項を参照。

⁷⁹ 下記のリンク先を参照。

<http://trademarks.thomsonreuters.com/jp/resources/toyosaki01?cid=112&id=t01-017> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

する。

産業財産法第 8 条

産業財産権庁はその官報を発行し、その中で、本法にいう公告を行い、かつ、産業財産権に関係する情報及びその他特定の事項を公衆に知らせる。産業財産権庁の官報に記載される行為及び法律文書は公布の翌日から第三者に対する拘束力を取得し、その日は官報上で明記される。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

1) 侵害行為に対して、商標権者又は IMPI に登録されたライセンシーは、行政上の違反行為として、IMPI に行政的決定の申立てを提起することができる（産業財産法第 187 条、第 188 条）。そのため、行政機関による手続ながら、形式的には司法上の裁判手続と同様の形態で遂行される。

申立てには、以下の事項を記載する必要がある（産業財産法第 189 条）。

(a) 申立人及びその代理人(任命されている場合)の名称

(b) 通知の送達及び受領のメキシコ国内の宛先

(c) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所

(d) 明確かつ正確な用語で表現された申立ての対象

(e) 事実の説明、及び

(f) 請求の法的根拠

申立てが上記の各要件を充たさない場合、IMPI は申立ての補正を申立人に命じる。同補正の実行期限は 8 日間であり、同期限内に補正が為されない場合、申立ては却下される（産業財産法第 191 条）。

また、証拠は、原則、申立ての提出と同時に提出する必要がある（産業財産法第 190 条）。証拠が外国に存在し、申立てと同時に提出することができない場合、その証拠の提出については 15 日の猶予期間が与えられる。ただし、その証拠を申出しかつ上記の旨の陳述がなされていなければならない（産業財産法 198 条）。

産業財産法第 187 条

本法に基づく無効、消滅、取消し及び行政的違反に関する行政的決定の申立ては、この章の手続及び本法に定める方法に従って審査され判定される。連邦民事訴訟法も本法に抵触しない限り補充的に適用される。

産業財産法第 188 条

産業財産権庁による行政的決定の手続は、職権により、又はそれについて法的利害関係を有しかつ請求理由を明示するいかなる者の請求によって開始することができる。同様に、何人も、産業財産権長に対し、職権による行政的決定の手続を開始するに足る理由の存在を書面にて通知することができる。それが適切な場合、産業財産権庁は当該通知情報を、行政手続開始を決定する根拠とすることができる。

産業財産法第 189 条

行政的決定の申立てには、次の事項を記載しなければならない。

- (I) 請求人及びその代理人(任命されている場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所
- (IV) 明確かつ正確な用語で表現された請求の対象
- (V) 事実の説明、及び
- (VI) 請求の法的根拠

産業財産法第 191 条

請求人が本法第 189 条に定める要件を充足しなかった場合又は本法第 190 条にいう出願及び添付書類の写しを提出しなかった場合は、産業財産権庁は、当該請求人に対して、1 回に限り、遺脱を補い又は適切な明確化を行うよう請求人に求めるものとする。この補正のために、請求人は 8 日の猶予期間を認められる。この期間内に補正がなされない場合には、当該請求は却下される。

請求人の地位を証明する書類が提出されない場合又は請求の依拠する登録、特許、許可若しくは公告が無効である場合もまた、請求は却下される。

産業財産法第 190 条

行政的決定の請求には、請求の依拠する陳述書その他の書類の原本又は写しを提出すると共に、対応する証拠も提出しなければならない。証拠の事後提出は、当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。請求人はまた、他の当事者に渡すために、申請書及び添付書類の単純な写しを提出しなければならない。産業財産権庁の保管室にある書類を証拠とする場合は、請求人は、当該書類が含まれているファイルを特定し、かつ適切な認証謄本の発行又は、該当する場合は、提出した単純な写しの認証を求め、さらに、当該証拠の単純な写しの使用に関係する所有者を産業財産権庁が召喚することを要求すれば足りる。

産業財産法第 198 条

関係所有者又は、該当する場合は、被疑侵害者が、証拠の全部又は一部が外国に存在するために当該証拠を所定期限内に提出することができない場合は、その提出のために 15 日の追加期間が認められる。ただし、書類でその証拠を申しかつ上記の旨の陳述がなされることを条件とする。

2) 行政上の商標権侵害は、下記のとおりである（産業財産法第 213 条）。

- (a) 工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制する事項に関係し、かつ、不正競争とみなされる程度に至っているもの
- (b) 登録商標による保護の対象でないのにも拘らずその対象であると表示して、商品を販売し又は流通に置き又はサービスを提供すること。商標登録がその期間満了し又は無効又は取消しの宣言を受けた場合は、消滅日又は無効若しくは取消しの宣言の発効日から 1 年が経過した後この行政上の法規違反は成立する。
- (c) 登録商標によって保護されている商品又はサービスと同一若しくは類似する商品又

はサービスを保護するために当該登録商標と混同させる程に類似する商標を使用すること

- (d) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該登録商標の商標権者の同意を得ることなく、自己の商号若しくは企業名称の要素として使用すること及びその逆の行為。ただし、当該商号若しくは企業名称が当該商標によって保護されている商品又はサービスを扱う事業所に係わる場合に限る。
- (e) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一若しくは類似する商品又はサービスの生産、輸入又は販売に従事する個人又は企業が、当該商標の商標権者又はそれから授權されている者の書面による同意を得ることなく自己の商号又は企業名称又はそのような名称の一部として使用すること
- (f) 登録商標を、その商標権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、当該商標が使用される商品又はサービスと同一又は類似するものに使用すること
- (g) 登録商標が使用される商品と同一又は類似する商品を、それらに付された商標が商標権者の同意を得ることなく当該商品に付されたものであることを知って、販売又は供給の申出をすること
- (h) 登録商標が付された商品で改造されたものを販売又は供給の申出をすること
- (i) 登録商標が付された商品を、その商標を部分的又は全面的に改変、付替又は消去して販売又は供給の申出をすること

産業財産法第 213 条

以下の行為は行政上の法規違反を構成する。

- (I) 工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制する事項に関係し、かつ、不正競争とみなされる程度に至っているもの
- (II) 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が満了となり又は無効の宣言を受けた場合は、消滅日又は無効決定の発効日から 1 年が経過した後この行政上の法規違反は成立する。
- (III) 登録商標による保護の対象でないのにも拘らずその対象であると表示して、商品を販売し又は流通に置き又はサービスを提供すること。商標登録がその期間満了し又は無効又は取消しの宣言を受けた場合は、消滅日又は無効若しくは取消しの宣言の発効日から 1 年が経過した後この行政上の法規違反は成立する。
- (IV) 登録商標によって保護されている商品又はサービスと同一若しくは類似する商品又はサービスを保護するために当該登録商標と混同させる程に類似する商標を使用すること
- (V) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該登録商標の商標権者の同意を得ることなく、自己の商号若しくは企業名称の要素として使用すること及びその逆の行為。ただし、当該商号若しくは企業名称が当該商標によって保護されている商品又はサービスを扱う事業所に係わる場合に限る。
- (VI) 工業、商業又はサービスの事業所を守るために第三者が使用しているのと同じ又は混同させる程に類似する商号を、その実際の顧客の存在する地理的領域において又は第 105 条に規定する事由がある場合には共和国内の如何なる地域においてであれ、同一又は類似の事業分野において使用すること
- (VII) 第 4 条並びに第 90 条(VII)、(VIII)、(IX)、(XII)、(XIII)、(XIV)及び(XV)にいう名称、標識、標章、

略称又は紋章を商標として使用すること

(VIII) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一若しくは類似する商品又はサービスの生産、輸入又は販売に従事する個人又は企業が、当該商標の商標権者又はそれから授權されている者の書面による同意を得ることなく自己の商号又は企業名称又はそのような名称の一部として使用すること

(IX) 産業活動又は取引の過程において、次のことを誤って信じさせ又は推測させることによって公衆を混乱させ、誤解させ又は欺罔する行為を行うこと

(a) 当該事業所と他事業所との間に関連又は提携が存在すること

(b) 商品が第三者から得た仕様書、ライセンス又は授權により製造されていること

(c) サービス又は商品が第三者から得た授權、ライセンス又は仕様書によって提供又は販売されていること

(d) 関係商品の原産地がその真の原産地とは異なる地域、領域又は場所であること原産地に関して公衆を誤解させるような態様で表示等を行う場合が該当する。

(X) 他人の商品若しくはサービス、工業的若しくは商業的活動又はその事業所自体を誹謗及び中傷しようと試み又はその結果を達成すること。これは、公衆に情報を提供する目的で商標の対象である商品又はサービスについて比較を行うことは含まない。ただし、そのような比較が連邦消費者保護法に規定される意味において偏向的、虚偽又は誇張的でないことを条件とする。

(XI) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、特許権者、実用新案権者又は意匠権者の同意又は適切なライセンスを得ることなく、製造又は開発すること

(XII) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、それらが権利者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って、販売又は供給の申出をすること

(XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XIV) 特許を受けた方法を使用した結果の物を、その方法が特許権者又は実施権者の同意を得ることなく使用されたことを知って、販売又は供給の申出をすること

(XV) 登録によって保護された意匠を、意匠権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく複製又は模倣すること

(XVI) 登録された広告スローガン又はそれと混同する程に類似した広告スローガンを、その対象となる商品、サービス又は事業所と同一又は類似するものを宣伝する目的で、権利者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XVII) 商号又はそれと混同する程に類似する名称を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、同一又は類似する分野における工業、商業又はサービスの事業所を保護するために使用すること

(XVIII) 登録商標を、その商標権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、当該商標が使用される商品又はサービスと同一又は類似するものに使用すること

(XIX) 登録商標が使用される商品と同一又は類似する商品を、それらに付された商標が商標権者の同意を得ることなく当該商品に付されたものであることを知って、販売又は供給の申出をすること

(XX) 登録商標が付された商品で改造されたものを販売又は供給の申出をすること

(XXI) 登録商標が付された商品を、その商標を部分的又は全面的に改変、付替又は消去して販売又は供給の申出をすること

(XXII) 原産地名称を、適正な許可又はライセンスを得ることなく使用すること

(XXIII) 保護回路配置の登録権者の承諾を得ることなく、当該回路配置の全体又はその一部でそれ自身が獨創性を備えている部分を集積回路への組込その他の方法で利用すること

(XXIV) 次の何れかを、本法の規定に違反し、登録権者の承諾なしに商業的目的の下に何らかの態様で輸入、販売又は供給すること

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 保護回路配置を違法に使用している集積回路を組み込んだ製品

(XXV) 本法の第 142 条に定める情報を、相当期間が経過し、当該情報が要求されているにもかかわらず、フランチャイジーに提供しないこと。

(XXVI) 本法が保護するのと同じ又は混同する程度に類似する商品又はサービスを特定するため、あるいは、その使用を通じて保護を受ける権利者と無許諾の使用との間に関連性が存在すると信じさせ、誤解を与え、欺く形で、識別性のある表示の組合せや、その要素やイメージを使用すること。

このような、方法による要素及びイメージの使用は、本条第 1 項に定める不正競争にあたる。

(XXVII) 特許権所有又はその実施権者、使用者若しくは供給者が、一人又は複数の第三者に対して侵害訴訟手続を開始する場合において、産業財産権庁が先行する行政執行の起因となった手続を決定している場合には、同一の違反行為はないものとする。

(XXVIII) 第 206 条に定める条件により、査察実施の権限を有する係官の立入りを拒むこと

(XXIX) 第 203 条(I) で必要な情報及びデータを、有効な理由なく産業財産権庁に提供しないこと

(XXX) その他の、本法に定める規定の違反は犯罪を構成しない。

3) 商標権の侵害は行政犯罪とみなされ、罰金、一時的若しくは永久的営業停止又は行政拘禁により罰せられる（産業財産法第 214 条）。

産業財産法第 214 条

本法及び本法に基づく他の規定についての行政上の法規違反は、次に定めるところにより罰せられる。

- (I) メキシコシティで支払われる一般最低給与の最大 20、000 日分の罰金
- (II) 法規違反が存在している間の各 1 日当たり、メキシコシティで支払われる一般最低給与の最大 500 日分の追加罰金
- (III) 最大 90 日間の一時的営業停止
- (IV) 永久的営業停止
- (V) 最大 36 日間の行政拘禁

4) 通常の民事訴訟を提起することも可能である。ただし、メキシコでの民事訴訟は IMPI による摘発や侵害判断に基づくことが基本となっている。そのため、被疑侵害者を民事提訴する前に、IMPI による摘発や侵害判断等を求める。そして、裁判所は IMPI の判断を受けて、侵害行為の差止め、侵害品の廃棄及び損害賠償を認めることになる。

損害賠償の最低額は、関係する商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の 40 パーセントに設定されている（産業財産法第 221 条の 2）。IMPI は、損害賠償に関す

る紛争を仲裁することができる。

産業財産法第 221 条の 2

本法に規定する 1 又は複数の産業財産権の侵害が関与している場合において、そのような権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の 40 パーセントを下回ってはならない。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

セントラルアタックにより国際登録が取消しとなった場合、当該国際登録に登録された商品又はサービスの一部又は全部について、メキシコの国内出願に変更することができる。ただし、当該出願は国際登録が取り消された日から 3 か月以内に行われ、出願にかかる指定商品又はサービスは国際登録の領域指定により当該出願国で保護されていた指定商品及びサービスに含まれており、手数料の支払を含む当該締約国の法令に従っていることを条件とする（マドリッド協定議定書 9 条の 5）。

変更のためには、2,292.24 ペソに付加価値税（Value Added Tax（VAT））を加えた手数料が必要である⁸⁰。

マドリッド協定議定書第 9 条の 5 国際登録の国内出願又は広域出願への変更

国際登録が、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部につき第 6 条(4)の規定に基づく本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、第 3 条(4)に規定する国際登録の日又は第 3 条の 3(2)に規定する領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。

(i) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から 3 か月以内に行われること。

(ii) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。

(iii) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

2) 代替 (replacement)

同一の商標についてのメキシコ国内商標の登録と国際登録が同一人名義でなされている場合には、国際登録は、メキシコ国内商標に認められた権利を損なうことなく、メキシコ国内商標に代替する。ただし、当該国際登録に起因する保護が明示的にメキシコに及んで

⁸⁰ 下記リンク先の「36 b 3 Por la transformación de un registro en una solicitud nacional, y」の欄を参照。
<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/servicios-que-ofrece-el-impi-tarifas-tarifas-marcas-avisos-y-nombres-comerciales?state=published> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

おり、メキシコ国内商標の指定商品又はサービスがメキシコ内で保護が認められた国際登録の領域指定の指定商品又はサービスと対応しており、メキシコ国内商標の登録後に国際登録の領域指定がメキシコに通知されていることを条件とする（マドリッド協定議定書 4 条の 2(1)）。

さらに、手数料の支払いが証明されていることも条件とされている。手数料は、542.81 ペソに付加価値税（Value Added Tax（VAT））を加えたものである⁸¹。

メキシコ商標に代替が記録されたときは、国際事務局に通知され、国際事務局は当該事実を国際登録に記録し、公告し、名義人に通知する（マドリッド共通規則第 21 規則(1)、(2) (a)）。

マドリッド協定議定書第 4 条の 2 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

(i) 国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること

(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

(iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

(2) (1)に規定する官庁は、求めに応じ、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない。

マドリッド共通規則 第 21 規則 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) [通報]

協定第 4 条の 2(2)又は議定書第 4 条の 2(2)の規定に従い、指定締約国の官庁が、名義人によってその官庁に直接行われた申請により、国内登録又は広域登録が国際登録によって代替されている旨をその国内登録簿に記録した場合には、当該官庁は、その旨を国際事務局に通報する。かかる通報には、次のものを表示する。

(i) 関係する国際登録の番号

(ii) 代替が、国際登録に係る一又は複数の商品及びサービスのみに関係する場合には、当該商品及びサービスの表示、及び

(iii) 国際登録によって代替された国内登録又は広域登録の出願日及び出願番号並びに登録日及び登録番号、及び優先日（該当する場合）

この通報には、国際事務局と関係する官庁の間で合意した様式により、国内登録又は広域登録により生ずる他の権利に基づく情報を含めることができる。

(2) [記録]

⁸¹ 下記リンク先の「36 b 4 Por la toma de nota de la sustitución de un registro nacional por un registro internacional.」の欄を参照。

<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/servicios-que-ofrece-el-impi-tarifas-tarifas-marcas-avisos-y-nombres-comerciales?state=published> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

(a) 国際事務局は、(1)の規定に基づき通報された表示を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通報する。

(13) 議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料の宣言をしている⁸²。

- ・ 国際出願又は事後指定：商品やサービス 1 分類毎に 149 スイスフラン⁸³
- ・ 更新：商品やサービス 1 分類毎に 160 スイスフラン⁸⁴

②暫定拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

暫定的拒絶通報の期間を 18 か月とすることを宣言している⁸⁵。

③使用意思の宣言

使用意思の宣言は求められていない。ただし、実務上、3 年ごとに、その 3 年間に於いて使用されていることを証明する証拠や使用宣誓書が IMPI に提出されることが推奨されている⁸⁶。

④ライセンスに関する宣言

ライセンスに関する宣言あり⁸⁷。メキシコ産業財産権法では、ライセンスの記録を定めているが、国際登録簿のライセンスの記録は効力を有さない。

ライセンスが第三者に対抗させるためには、ライセンスを IMPI に登録する必要がある（産業財産法第 136 条）。ライセンス登録申請には、産業財産法第 5 条の要件に従うのに加え、ライセンサー及びライセンシーの名称又は法人名、さらにライセンシーの国籍及び住

⁸² WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→General Information→「Charge individual fee (see list of fees and WIPO fee calculator)」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=general> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁸³ 下記リンク先→1. Designations made in the international application or subsequent to the international registration→「Mexico」の欄を参照。

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁸⁴ 下記リンク先→2. Renewal→「Mexico」の欄を参照。

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁸⁵ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→General Information→「Extension of the refusal period to 18 months」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=general> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

⁸⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol. 8」メキシコ編 (AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版) 第 41 頁「使用要件」の項を参照。

⁸⁷ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→Mexico→General Information→「Recording of licenses provided for in the domestic law, but recording of licenses in the International Register has no effect」の欄を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/mx.html?part=general> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

所を明示しなければならない。(産業財産規則第 10 条)。

登録申請書には、ライセンス又は使用の許可を証明する契約書の元本の写し又は認証謄本を添付する必要がある。この元本の写し又は認証謄本には、契約に関わる当事者の署名が含まれている必要がある。また、ライセンシー、権原ある使用者の支払うべきロイヤルティその他の対価に関する条項、秘密保持条項、関係の商品又はサービスの流通及び販売の方式又は手段に関する条項並びに当該契約の一部を構成する技術情報に関する添付書類は、添付書類から除外することができる(産業財産規則第 10 条)。

登録申請は、ライセンスに関連する何れの当事者からでも行うことができる(産業財産規則第 10 条)。

2 以上の係属中の出願又は 2 以上の登録商標に関する権利のライセンス許諾の登録を請求しようとするライセンサー及びライセンシーがこれらすべてにおいて同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は、登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示し、出願又は登録の数に応じた手数料を納付する必要がある(産業財産法第 137 条)。

IMPI にライセンスを登録されたライセンサーによる商標の使用は、商標権者によってなされたものとみなされる(産業財産法第 141 条)。言い換えると、ライセンサーによる使用は、IMPI にそのライセンスに関する登録がされていなければ、商標権者の使用とは認められない⁸⁸。

産業財産法第 136 条

登録商標又は登録出願中の商標の所有者は、契約により、当該商標の対象である商品又はサービスの全部若しくは一部について当該商標のライセンスを 1 又は複数の者に与えることができる。そのようなライセンスを第三者に対抗するためには、当該ライセンスを産業財産権庁に登録しなければならない。

産業財産規則第 10 条

工業所有権に関する実施のライセンス又はフランチャイズの登録申請には、第 5 条の要件に従うのに加え、ライセンサー又はフランチャイザー及びライセンシー又はフランチャイジーの名称又は法人名、さらに後者の国籍及び住所を明示しなければならない。

先の段落の要件とともに、登録申請書には、ライセンス、使用の許可又はフランチャイズを証明する契約書の元本の写し又は認証謄本を添付しなければならない。この元本の写し又は認証謄本には、上記契約に関わる当事者の署名が含まれなければならない。また、ライセンシー、権原ある使用者又はフランチャイジーの支払うべきロイヤルティその他の対価に関する条項、秘密保持条項、関係の商品又はサービスの流通及び販売の方式又は手段に関する条項並びに当該契約の一部を構成する技術情報に関する添付書類は除外することができる。

本条にいう登録申請は、ライセンス又はフランチャイズに関連する何れの当事者からでも行うことができる。

⁸⁸ 下記リンク先を参照。「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.8」メキシコ編(AIPPI・JAPAN、2015 年 4 月追補版) 第 41 頁「使用要件」の項及び下記リンク先を参照。

<http://trademarks.thomsonreuters.com/jp/resources/toyosaki01?cid=112&id=t01-017> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

産業財産法第 137 条

商標ライセンスを産業財産権庁に登録するための申請の方法は、本法に基づく規則に規定される。

2 以上の係属中の出願又は 2 以上の登録商標に関する権利のライセンス許諾の登録を請求しようとする実施許諾者及び実施権者がこれらすべてにおいて同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は、登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願又は登録の数に応じた手数料が納付されなければならない。

産業財産法第 141 条

産業財産権庁にライセンスを登録された者による当該商標の使用は、商標権者によってなされたものとみなされる。

(14) メキシコの特徴的な制度

1) 先登録主義

2) コンセント制度

コンセント制度とは、商標の審査において出願商標が先行登録商標に類似すると判断される場合であっても、当該先行登録商標の商標権者が同意すれば出願商標の登録を認める制度である。メキシコの産業財産法にはコンセント制度に関する規定はないが、実務上コンセント制度が運用されている。そのため、先行商標の所有者からの同意書を取得して提出することで、拒絶理由を解消する場合がある。ただし、両商標の抵触の程度によっては拒絶理由を解消できない場合がある点に留意する必要がある。

3) 商標登録の無効、失効又は取消しの手続きは、行政目的のために IMPI が行う場合がある（産業財産法第 155 条）。無効の理由は、産業財産法第 151 条に規定されている。

産業財産法第 155 条

産業財産権庁は、職権で、当事者の請求で、又は連邦政府の利益に資する場合には連邦検察官の請求により、商標登録の無効、消滅又は取消しの決定を行政目的のために行うことができる。第 152 条(I)にいう消滅については、産業財産権庁による行政決定を必要としない。

産業財産法第 151 条

商標登録は、次の場合は、無効とする。

(I) 登録が、本法又は登録時に効力を有していた他の法規定に違反して付与された場合。

本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該登録の出願人の人格代表者の不存在を理由として提起することはできない。

(II) 登録商標がその登録出願日前にメキシコ又は外国で同一若しくは類似の商品又はサービスに関して使用されていたものと同一若しくは混同させる程に類似する場合、ただし、そのような先使用による優先的権

利を主張する者が当該登録の出願日又は、該当する場合は、当該登録を受けた者による最初の使用日より前にその商標を係属的に使用していたことを証明しなければならない。

(III) 願書に記載された虚偽の情報に基づいて登録が付与された場合

(IV) 登録が、錯誤、過誤又は判断違いによって付与され、それが同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される同一若しくは混同させる程に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されることが考えられる場合、及び

(V) 外国で登録されている商標の商標権者の代理人、代理店、使用権者又は配給者が、商標若しくはそれと混同させる程に類似する商標の登録を当該外国登録商標の商標権者の明示の同意を得ることなく自己の名で、出願し登録を得た場合。このような場合は、当該登録は、不正で得たものとみなされる。

本条に基づく無効の訴は官報による当該登録の公示が効力を生じた日から 5 年間提起することができる。ただし、(I) 及び (V) に基づく訴訟についてはいつでも提起することができ、また (II) に基づく訴訟は上記の日から 3 年以内に提起しなければならない。

(15) ウェブサイト等からの入手可能な情報

①商標検索システム

参照アドレス：<http://siga.impi.gob.mx/content/common/principal.jsf>

検索手順：

手順 1：

IMPI のトップページ (<http://www.gob.mx/impi>) の中段やや下にある「Acciones y Programas」の「ver historial」をクリック。

Acciones y Programas

Conoce el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Conoce el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Servicios que ofrece el IMPI

El IMPI pone a disposición del público usuario información de los servicios que proporcionamos en Marcas, Patentes, Litigios e Información Tecnológica.

Temas de Interés

En esta sección pueden informarse sobre los siguientes Temas de Interés

Servicios que ofrece el IMPI | Formatos

Son las formas oficiales para la presentación de las diversas solicitudes ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Oficinas Regionales

Con el objeto de ofrecer una mejor atención y un servicio especializado a los empresarios mexicanos, el IMPI cuenta con 5 Oficinas Regionales.

Comité de Ética y de Prevención de Conflictos de Interés (CEPCI) en el IMPI

Comité de Ética y de Prevención de Conflictos de Interés (CEPCI)

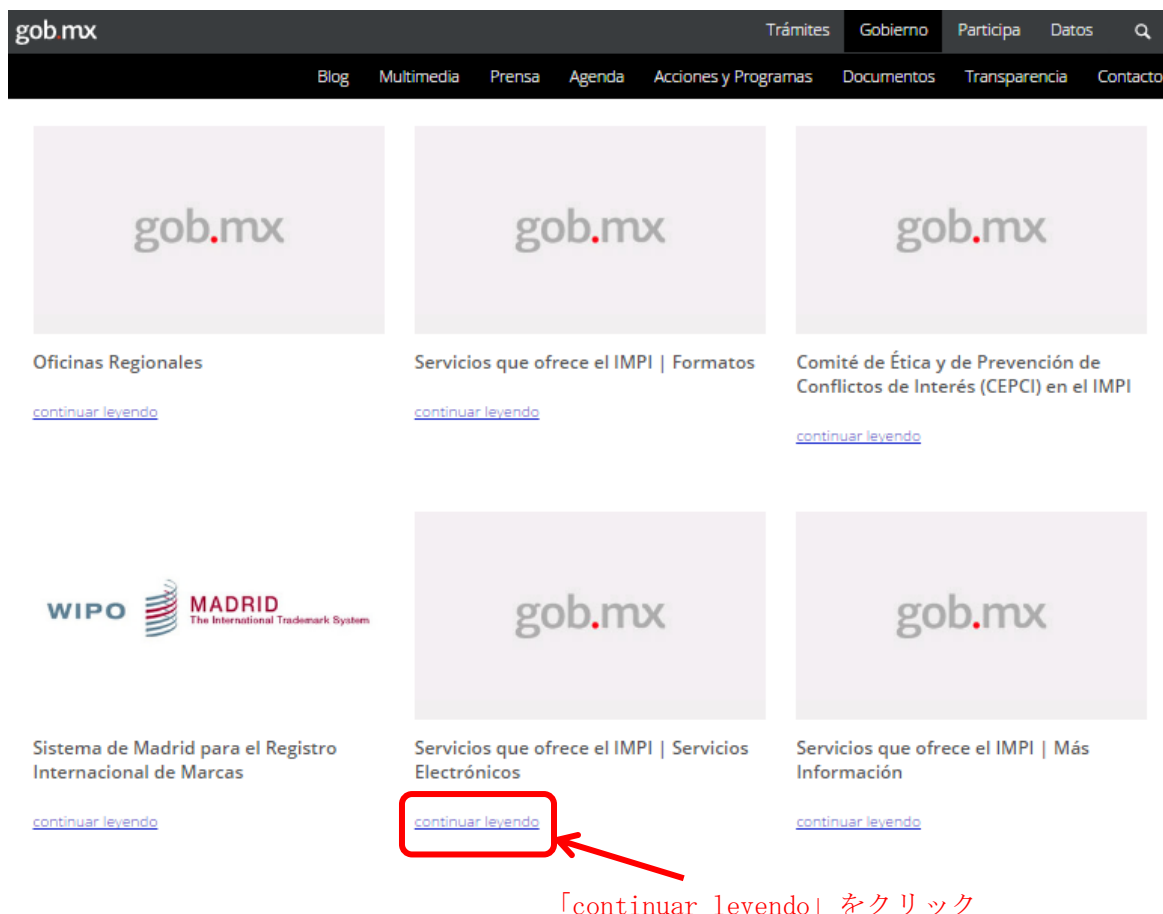
「ver historial」をクリック

ver historial

Documentos

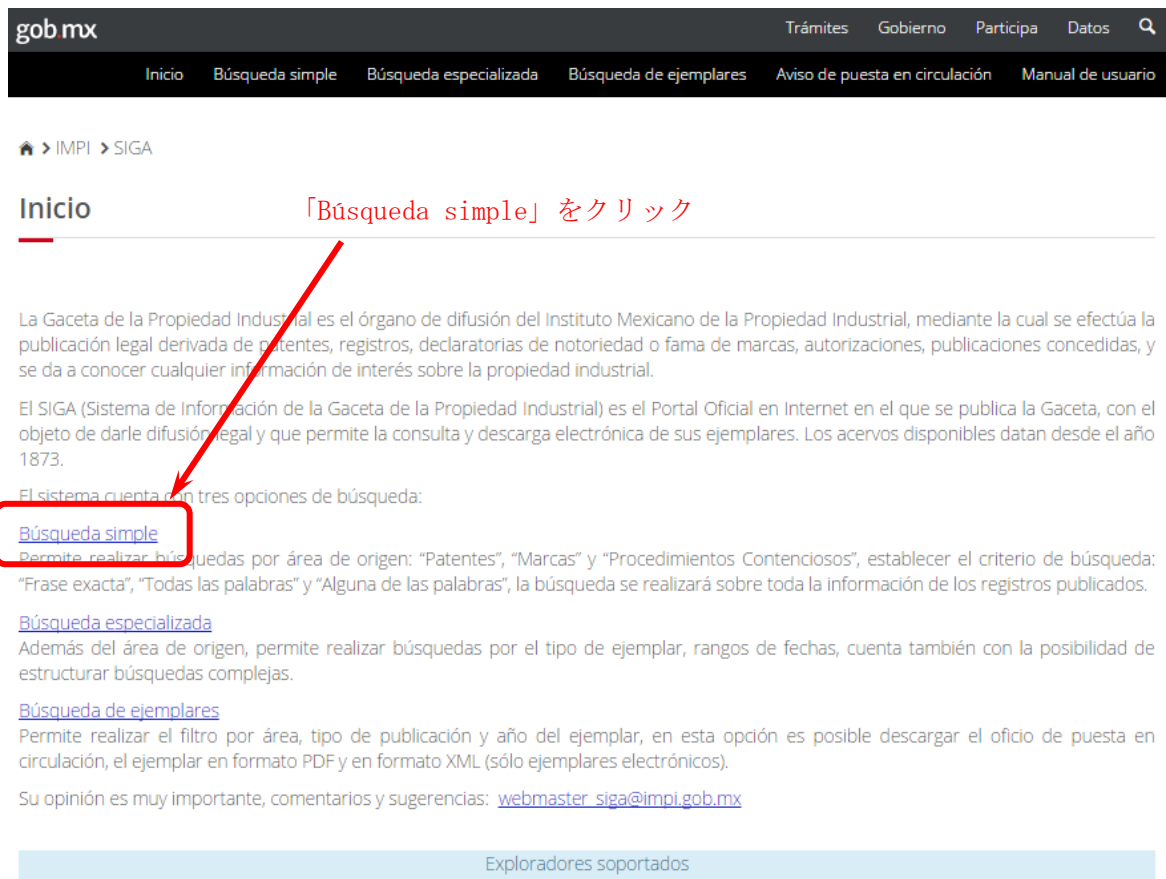
手順2：

(http://www.gob.mx/impi/archivo/acciones_y_programas?idiom=es) の中段にある「Servicios que ofrece el IMPI | Servicios Electrónicos」の「continuar leyendo」をクリック。



手順 3 :

(<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/servicios-que-ofrece-el-impi-servicios-electronicos?idiom=es>) の中段やや上にある「Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial (SIGA)」をクリック。



手順4：

IMPI が運営する公的な商標検索データベース SIGA

(<http://siga.impi.gob.mx/content/common/principal.jsf>) が表示される。SIGA は、商標の他に特許等を検索することができる。

SIGA による検索の種類は、簡易検索 (Búsqueda simple)、高度検索 (Búsqueda especializada)、ダウンロード用の検索 (Búsqueda de ejemplares) の3種類が用意されている。ダウンロード用の検索 (Búsqueda de ejemplares) では、異議申立てを受けた出願一覧等を閲覧、ダウンロードすることができる。

以下、簡易検索を用いたキーワード検索例を示す。

まず、簡易検索 (Búsqueda simple) をクリックする。

🏠 > IMPI > SIGA > Búsqueda simple

Búsqueda simple

Área: ☐ Patentes ☒ Marcas ☐ Contencioso ☐ Todas	Los resultados deben tener: ☒ Frase exacta ☐ Todas las palabras ☐ Alguna de las palabras
Presentación de los resultados: ☒ Cronológicamente ☐ Relevancia	☒ Datos e Imagen ☐ Sólo Imagen
	☐ 25 ☐ 50 ☐ 75

Búsqueda: beer

「Buscar」をクリックすれば、
検索が開始される。

手順 5 :

(<http://siga.impi.gob.mx/content/common/busquedaSimple.jsf>) において、検索項目は以下のとおりである。

1) Área : カテゴリー

「Patentes (特許)」、「Marcas (商標)」、「Contentious (訴訟)」、「Todas (すべて)」から選択する。複数選択可

2) Los resultados deben tener : 用語の検索の方法

「Frase exacta (正確に用語そのままを含む)」、「Todas las palabras (すべての用語を含む)」、「Alguna de las palabras (いずれかの用語を含む)」からいずれか一つを選択する。

3) Presentación de los resultados: 検索結果の表示について

「Cronológicamente (年代順)」及び「Relevancia (関連度順)」から一つ、「Datos e Imagen (データと画像)」及び「Sólo Imagen (画像のみ)」から一つ、「25 (1画面上の表示件数が25件)」、「50 (1画面上の表示件数が50件)」及び「75 (1画面上の表示件数が75件)」から一つを選択する。

4) Búsqueda: 検索したいキーワードを入力する。

ここでは、「Marcas (商標)」、「Frase exacta (正確に用語そのままを含む)」、「Cronológicamente (年代順)」、「Datos e Imagen (データと画像)」、「25 (1画面上の表示件数が25件)」を選択し、Búsquedaに「beer」を入力し、「Buscar」をクリックし検索を行った。

Resultados encontrados: 768

Seleccionar todo

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

Gaceta:

1 Solicitudes de Marcas, Avisos y Nombres Comerciales presentadas ante el Instituto

Ejemplar: Enero de 2017

Sección: Solicitudes de Marcas



Expediente	1829819
Fecha de Presentación	08/12/2016
Denominación	CHUPALITAS WINGS BURGERS BEER
Clase	43
URL	http://vidoc.impi.gob.mx/VIDoc/visor.do?usr=VIDOC&txp=MA&tdoc=E&id=MA/M/1985/1829819
Fecha de Puesta en Circulación	2017-01-04

クリックすれば、
詳細な情報が閲覧できる。

Publicación en Gaceta

Historial

Expediente

Vínculos

Gaceta:

2 Solicitudes de Marcas, Nombres Comerciales y Avisos Comerciales Abandonadas

Ejemplar:
Diciembre de 2016

Sección:

Solicitudes de Marcas Abandonadas

Expediente	1577995
Denominación	BEER GARDEN
Fecha de Puesta en	

「Publication en Gaceta」をクリックすれば、
官報を閲覧することができる。

手順 6 :

検索結果の表示画面

商標ごとに以下の項目が表示されている。

- 1) 公告の理由、
- 2) 公告月、
- 3) ステータス、
- 4) 商標の画像、
- 5) レコード番号、
- 6) 出願日、
- 7) 指定商品又はサービス、
- 8) 分類番号、
- 9) 詳細なページの URL、
- 10) 公告日

各商標の詳細については、5) レコード番号又は9) 詳細なページの URL をクリックすることで見るることができる。

また、「Publication en Gaceta」をクリックすると、官報を閲覧することができる。

「Descripción」をクリックすれば、
登録番号、登録の情報を閲覧できる。

IMPI INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL

SE SECRETARÍA DE ECONOMÍA

Hoy es lunes, 09 de enero de 2017

| Inicio | Preguntas Frecuentes | Mapa de Sitio | Directorio | Contacto

Google™ Búsqueda personalizada

Usted está en: Inicio | ViDoc | Mostrar menús

f t e y i Más...

VISOR DE DOCUMENTOS DE PROPIEDAD INDUSTRIAL

Expediente: (MA/M/1985/1829819)

Descripción Documentos Vínculos

Nº	DOCUMENTO	DESCRIPCIÓN	TIPO	FECHA
1	MA/E/2016/0273184	Solicitud	SOLICITUD	08/12/2016

Última modificación: 24/01/2014

Inicio | Mapa del Sitio | Contacto | Términos y condiciones de uso

Periférico Sur #3106 Col. Jardines del Pedregal C.R. 01900 México, D.F. Tels: 5334 0700 | 01800 57 05990 buzón@impi.gob.mx
Arenal #550, Col. Pueblo Santa María Tepepan, CP 16020, México, D.F. Tel. Desde el Interior de la República 01800 57 05990

クリックすれば、電子書類を閲覧できる。

手順 7 :

詳細なページで、「Descripción」をクリックすると、登録番号、登録日の情報を見ることができる（参照画面 1）。

また、同ページで「DOCUMENTO」の番号（例では、MA/E/2016/0273184）をクリックすると、電子書類（pdf ファイル）が閲覧できる（参照画面 2）。

参照画面 1

| Inicio | Preguntas Frecuentes | Mapa de Sitio | Directorio | Contacto





Google™ Búsqueda personalizada

Hoy es lunes, 09 de enero de 2017

Usted está en: Inicio | ViDoc | Mostrar menús

[f](#)
[t](#)
[e](#)
[g+](#)
[★](#)
[+](#) Más...

VISOR DE DOCUMENTOS DE PROPIEDAD INDUSTRIAL

Expediente: (MA/M/1985/1829819)

Descripción

Documentos

Vínculos

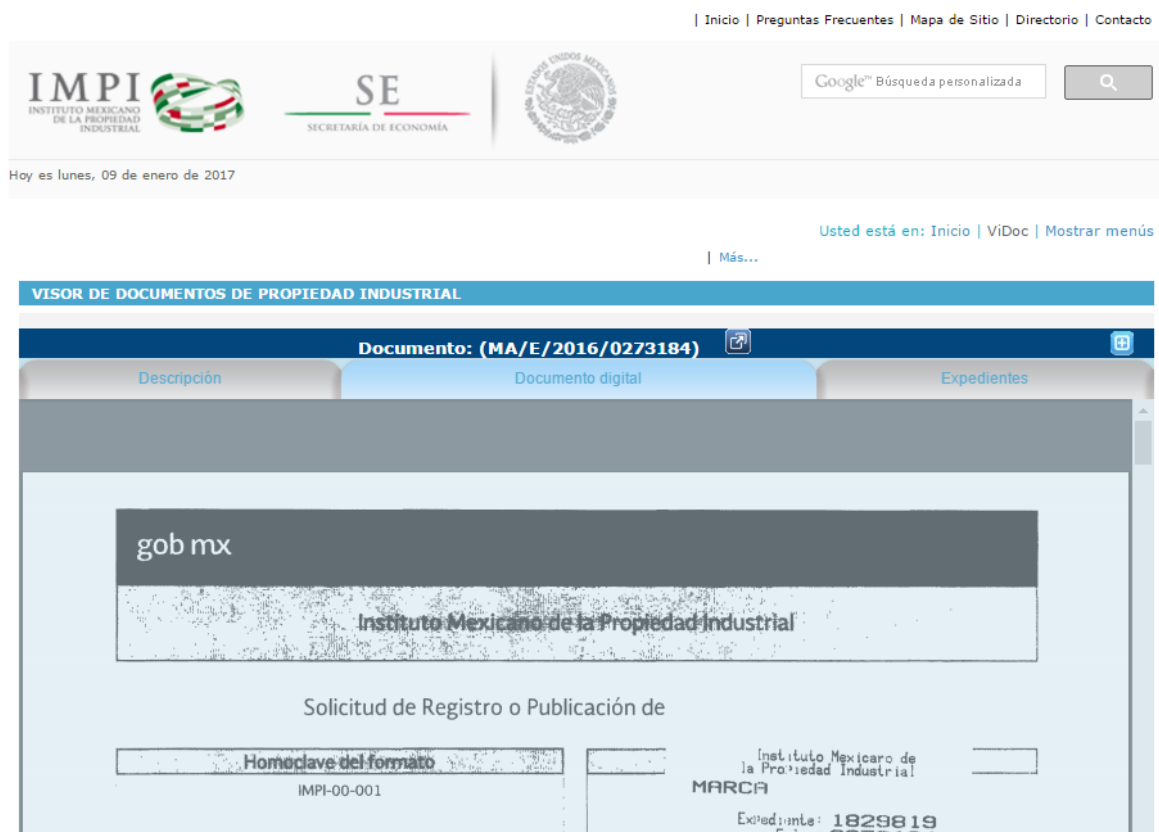
Tipo Expediente ViDoc:	MARCAS
Expediente:	1829819
Tipo expediente:	MARCA
Title:	MA/M/1985/1829819
DENOMINACION:	CHUPALITAS
Fecha:	08/12/2016
NÚMERO REGISTRO:	
FECHA REGISTRO:	

Última modificación:24/01/2014

Inicio | Mapa del Sitio | Contacto | Términos y condiciones de uso

Periférico Sur #3106 Col. Jardines del Pedregal C.P. 01900 México, D.F. Tels: 5334 0700 | 01800 57 05990 buzon@impi.gob.mx
Arenal #550, Col. Pueblo Santa María Tepepan, CP 16020, México, D.F. Tel. Desde el Interior de la República 01800 57 05990

参照画面 2



②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：

http://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/182079/Clasificacio_n_-_Lista_Complementaria_de_Productos_y_Servicios_llava_Edicio_n_Clasificacio_n_de_Niza.pdf

検索手順：

手順 1：

IMPI のトップページ (<http://www.gob.mx/impi>) の中段やや下にある「Acciones y Programas」の「Servicios que ofrece el IMPI」をクリック。

Acciones y Programas

Conoce el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Conoce el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Servicios que ofrece el IMPI

El IMPI pone a disposición del público usuario información de los servicios que proporcionamos en Marcas, Patentes, Litigios e Información Tecnológica.

Temas de Interés

En esta sección pueden informarse sobre los siguientes Temas de Interés

Servicios que ofrece el IMPI | Formatos

Son las formas oficiales para la presentación de las diversas solicitudes ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

Oficinas Regionales

Con el objeto de ofrecer una mejor atención y un servicio especializado a los empresarios mexicanos, el IMPI cuenta con 5 Oficinas Regionales.

Comité de Ética y de Prevención de Conflictos de Interés (CEPCI) en el IMPI

Comité de Ética y de Prevención de Conflictos de Interés (CEPCI)

[ver historial](#)

Documentos

手順2 :

(<http://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/servicios-que-ofrece-el-impi?idiom=es>) の中段やや上にある「Marcas」の「Clasificación - Lista Complementaria de Productos y Servicios llava. Edición, Clasificación de Niza」をクリック。

Cursos de Propiedad Intelectual de entrada libre con previa inscripción vía formulario electrónico y/o correo electrónico. Se proporcionará material de la exposición, a los asistentes al curso o taller correspondiente vía correo electrónico vía Internet.

Marcas

El Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial pone a disposición de público usuario, a través de gob.mx, información sobre la Gaceta de la Propiedad Industrial, descargables en formato PDF con la descripción, trámites y formatos

- ¿Cómo registrar un Signo Distintivo?
- Claves de Promociones
- Tarifas Marcas, Avisos y Nombres Comerciales
- Clasificación Internacional (Títulos de las Clases)
- Clasificación - Lista Complementaria de Productos y Servicios 11ava. Edición, Clasificación de Niza

「Clasificación - Lista Complementaria de Productos y Servicios 11ava. Edición, Clasificación de Niza」をクリック

Patentes

Se hace de su conocimiento que, con el propósito de brindarle un mejor servicio, se han implementado dos cuentas de correo: patmod1@impi.gob.mx y patmod2@impi.gob.mx para resolver cualquier duda o aclaración.

手順3：

(http://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/182079/Clasificacio_n_-_Lista_Complementaria_de_Productos_y_Servicios_11ava_Edicio_n_Clasificacio_n_de_Niza.pdf) をダウンロードすることができる。

メキシコにおいて有効な指定商品又はサービス名を、上記ダウンロードした資料により、商品及びサービスそれぞれのアルファベット順の一覧、又は分類順の一覧から確認することができる。